

射水市総合計画審議会 第2回各部会会議録

- ・ 未 来 部 会
- ・ 安 心 部 会
- ・ 元 気 部 会

射水市総合計画審議会 第2回未来部会

会 議 録

平成25年10月29日(火)

射水市総合計画審議会 第2回未来部会

日 時：平成25年10月29日(火)午後2時～

会 場：射水市役所小杉庁舎303、304会議室

【議事日程】

- 1 開 会
- 2 部会長あいさつ
- 3 射水市総合計画審議会第1回未来部会会議録の確認について
- 4 射水市総合計画基本計画素案について
- 5 そ の 他
 - ・次回の部会の日程について
- 6 閉 会

〔敬称略、順序不同〕

【出席者】

< 委 員 >

部会長 成 瀬 喜 則（富山高等専門学校副校長）
岡 田 順 子（射水市婦人会副会長）
垣 内 恵 子（射水市 P T A 連絡協議会監事）
佐 伯 日登美（大門地区地域審議会）
島 倉 文 則（下地区地域審議会）
野 上 習 次（公募委員）
宮 城 澄 男（射水市地域振興会連合会長）

< 行政部局 >

結 城 正 斉（教 育 長）	肥 田 幸 裕（議会事務局長）
竹 内 直 樹（市長政策室長）	村 上 欽 哉（行政管理部長）
山 崎 毅（会計管理者）	堀 俊 之（監査委員事務局長）
橋 詰 通（教育次長）	澁 谷 齋（議会事務局次長）
稲 垣 和 成（行政管理部次長）	岡 本 昭 彦（検査室長）
松 長 勝 弘（まちづくり課長）	島 木 康 太（総務課長）
倉 敷 博 一（人事課長）	岡 部 宗 光（財政課長）
大 西 誠（管財課長）	稲 垣 一 成（課税課長）
前 田 豊（納税課長）	松 本 正 志（市民・保険課長）
谷 口 正 浩（社会福祉課長）	川 室 克 司（子育て支援課長）
安 吉 俊 和（営繕課長）	谷 口 英 和（会計課長）
尾 山 伸 二（学校教育課長）	島 田 治 樹（生涯学習・スポーツ課長）
渡 辺 信 之（監査委員事務局次長）	高 岡 浩 文（総務課情報管理係長）

事務局

明 神 栄（市長政策室次長）	一 松 教 進（政策推進課長）
中 川 一 志（政策推進課長補佐）	助 田 綾 乃（政策推進課主任）
笹 川 栄 司（政策推進課主任）	笠 間 正 和（政策推進課主任）
黒 梅 康 弘（政策推進課主任）	白 石 友 樹（政策推進課主事）

1 開 会

【事務局】

時間より少し早いですが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから射水市総合計画審議会第2回未来部会を開催いたします。

また、本日の会議の出席者につきましては、お手元の席次表のとおりとなっております。

では、会議に入ります。部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

2 部会長あいさつ

【部会長】

本日は、お忙しいところ、第2回目の未来部会にお集まりいただきましてありがとうございます。

第1回目の未来部会では、基本計画の「現況と課題」の部分の協議を通じ、各分野に対して色々なご意見、ご指摘をいただきました。

本日は、委員の皆様からいただいたそれらのご意見等を踏まえ、事務局から、現況と課題以外の「将来の姿」、「目指す方向」、そして、やや具体的な「施策の内容」を含めまして、基本計画の素案として資料が提出されております。

本日は、この基本計画の素案を中心に協議していただくこととなります。また、体系についても修正を加えたというふうに聞いております。

未来部会は、教育、生涯学習、男女共同参画、人権、市民協働、行財政改革、情報化政策など多岐にわたっております。今回も非常にボリュームのある協議内容でございます。決められた時間内での協議となりますが、射水市の向こう10年間を見越したまちづくりの指針といたしまして、より良いものを次の会議へつなげていきたいと考えておりますので、皆様からの活発なご意見をお願いする所存でございます。本日はよろしくお願いいたします。

3 射水市総合計画審議会第1回未来部会会議録の確認について

【部会長】

それでは、次第に基づき会議を進めてまいります。まず、次第の3になりますが、「射水市総合計画審議会第1回未来部会会議録の確認について」でございます。事前に、資料1として会議録をお配りしておりますので、ご一読いただいているかと存じますが、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

資料1をご覧いただきたいと思います。前回の総合計画審議会第1回目の未来部会の会議録についてでございます。

第1回目の未来部会につきましては、7月31日に、ここ小杉庁舎で開催されました。部会長を含めまして9名の委員の方のご出席がありました。

内容につきましては、資料の4ページから42ページまでの間、これが未来部会の会議録でございます。部会長がおっしゃいましたように、事前に一読されているかと思っておりますので、委員の皆様にはご確認をお願いしたいと思っております。

なお、修正箇所等がございましたら、今回の会議の中で発言していただきたいのですが、終了後においても見当たることがあると思っておりますので、来週11月5日の火曜日までに事務局へご連絡いただければありがたいと思っております。

また、会議録の公表についてですが、審議会の運営要領に基づきまして、委員を記載しないで公表するということでございますので、これもあわせてご確認いただきたいと思っております。会議録につきましては以上でございます。

【部会長】

ありがとうございます。今の事務局からの説明に対しまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

(質疑なし)

【部会長】

よろしいでしょうか。11月5日まで、もし訂正等ございましたら、事務局にご連絡いただければと思います。お願いいたします。

それでは、この会議録については了承いただいたということで、次に進ませていただきます。

4 射水市総合計画基本計画素案について

【部会長】

次に、次第の4でございます。「射水市総合計画基本計画素案について」ですが、事務局から資料についてご説明いたします。

なお、進め方ですが、基本計画の素案は、ご覧のとおり、部、章、節で構成されておりますので、幾つかの節ごとにまとめまして、概ね章単位で説明させていただき、その後、委員の皆様からご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局からお願いいたします。

【事務局】

それでは、基本計画の素案ということで説明をさせていただきます。長時間になりますので、申し訳ありませんが、座って説明させていただきます。素案は資料2になります。それとあわせまして、参考資料2になりますが、第1回部会において、委員の主なご意見ということで、基本計画の素案にどう対応したか、ということの資料をお示ししております。これについても事前にご確認いただいているかと思っておりますので、内容については説明を省かせていただきます。またご意見等がございましたら、各々の施策の中でいただきたいと思っております。それでは、資料2をお願いいたします。

1ページをお開きください。今ほど部会長からありましたとおり、一番左側の章、そして14の節について記載しております。進め方については、この章ごとに進めていきたいと考えております。2ページ、3ページをお開きください。「施策の内容」について左から、部、章、節、それから、さらに細かい施策の細節、また、さらにより細かい施策の細々節というような形で、施策に書いてある内容について一覧にまとめたものでございます。それから、4ページをご覧ください。ここからが施策ごとの内容、いわゆる基本計画の各々の分野の施策の素案になっております。

この節の構成についてですが、左上の方に、「学校教育の充実」ということで節の名称等が記載してあります。その下に、「将来の姿」ということで記載しております。これについては、10年後の市民生活の目指すべき姿を示したものであります。次に、その下の方に、前回の部会でご協議いただいた「現況と課題」を記載しております。また、その下の方に、「現況と課題」に基づいた色々なデータ、関連するデータを記載しております。6ページになりますが、中ほどに、「目指す方向」があります。これは、「将来の姿」を達成するための取組の方向性を示したものであります。

次に、「施策の内容」ということで書いてありますが、これらの状況を踏まえた形で施

策を体系づけたもので、大きなくくりとして中ほどにあります。第1、番号の1、(1)それから、アというような形で、どんどん施策を具体的にしていっていったような形になっております。以上が主な構成であります。構成については、見直し前と同じとなります。

それでは、4ページへお戻りください。施策の中の内容について説明に入っていきたいと思います。主な内容、主な見直し箇所や新たな施策を中心に、事務局から説明させていただきます。委員の皆さんには、今ほど説明した「将来の姿」、「目指す方向」、こういった設定が社会情勢や時代の潮流に対応しているか、また、「施策の内容」が「将来の姿」や「目指す方向」に対応し足りているか、それから、文言等がわかりやすい表現になっているかなど、様々な視点からご意見をいただきたいと思っております。

それでは1番目「学校教育の充実」です。この節については、主に学校教育のソフト的な施策に当たる部分を記載しております。いじめ等の課題を受けまして、「将来の姿」の上から2行目になりますが、「一人ひとりの自尊感情を高め」と新たに追加しております。これに応じまして、「施策の内容」については、8ページをご覧ください。中ほどの番号3に、新たに問題行動等の対応を追加し、(1)ですが、「いじめの未然防止」、(2)になりますが、「不登校児童生徒への対応」、そして、問題行動等への対応として、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携」の他、(4)になりますが、「相談体制の充実を図る」としてあります。

また、新たなものとして、一番上になりますが、学校に入学したばかりで学校生活になじめない子どもの小1プロブレムや中1ギャップへの対応を図り、子ども達の保育園、幼稚園、認定こども園からの円滑な接続や、小学校と中学校の連携を図るとしているところです。10ページをお願いします。安全・安心の高まりを踏まえ、中ほどですが、新たに施策の「第5 安全教育の推進」を追加しており、防災教育や防犯教育、それから、通学路の交通安全の確保という取組を行うとしてあります。

次に12ページをお開きください。「教育施設の充実」です。この節については、教育環境のハード面について施策を記載しており、現在の計画では「教育環境」としてありますが、ハード面ということで、教育施設に限定をさせていただいております。「現況と課題」において、下から2行目になりますが、前回委員からのご意見にもありましたように、新たな課題として、今後、児童・生徒数が減少することを見据え、学校の適正配置についても検討していく必要があるとしてあります。

また、「施策の内容」では、13ページをご覧ください。第1の「1 学校施設の耐震性

の確保と防災機能の充実」において、新たに非構造部材の耐震対策を含む耐震性の確保の他、2では「学校施設・設備の計画的な整備・充実」ということで、新たに学力の向上を図るために、普通教室においてエアコン設備の整備をしております。2の(5)では、今ほどの「現況と課題」にもありましたとおり、「児童・生徒数の変化に伴う学校の通学区域や統廃合の検討」について引き続き取り組むとしております。

続きまして、14ページをお開きください。「家庭教育・地域における教育の充実」です。「施策の内容」において、構成の変更があるもの、大きく変わったところはございませんが、この節全体を通してですが、新たな文言として、「現況と課題」の上から4行目、インターネットを介したSNSの浸透など、施策においては16ページの「第1 家庭における教育の充実」の上から2行目にあるインターネットの普及など、子どものライフスタイルの変化という点で、新たにインターネットの普及等による課題をあげております。

【部会長】

ありがとうございます。まずは第1章について事務局から説明をいただきました。この部分につきまして、ご質問、ご意見等があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。前回の会議の時に、特にわかりにくい言葉があるということで、今回の素案では、細かく語句の説明がつけてございます。非常にわかりやすくなっている感じはいたします。

【委員】

根本的なことをお聞きしたいのですが、見た目でも前回の資料と大幅に変わっております。前回、言葉の修正等については色々と言わせていただきましたが、その他にも全く新しくなっています。これはなぜなのかということをお聞きしたいのですが、何か意図があって、こちらの方がいいだろうということだと思いたいますが、その意図をご説明いただきたいのですが。

【部会長】

前回の部会は、現在の射水市総合計画の基本計画の見直しに向けた「現況と課題」の整理についてであったかと思えます。前は、「現況と課題」をまず中心に見ていただいて、ご議論いただいたということで、前回の部会でなかった「施策の内容」という部分は、それを受け、今回提示されていると思っております。その他に、事務局で何かあればお願いします。

【委員】

例えば一番最初の分類についても増えたり減ったり、名前も変わったりしています。

【部会長】

体系についてですね。

【委員】

体系から変わっているということは、中身も合併されたり分離されたりしていると思いますが、そういう意味で大幅に変わっているのではないのでしょうか。

【部会長】

わかりました。それでは、体系の説明を事務局からお願いできますか。

【事務局】

施策の中身について先に説明した後に、体系の説明をと考えておりましたが、未来部会が所掌する部分の体系図について説明させていただきます。参考資料1ということで、当日の配布資料になりますが、A3の縦長の大きなものがお手元にあるかと思います。これについては、現行の体系図が左側、見直し後の体系図が右側に記載してあります。現行の体系図をご覧ください。(1)の「学校教育の充実」というもの、(2)の「教育環境の充実」というものがありました。今回は先ほど言いましたように、ソフト部分については、基本的には全て「学校教育の充実」に移行させていただいたというものです。「教育環境の充実」については全てハード部分ですので、「教育施設」ということで、今回新たに名称を変更しております。また、旧体系の下の方ですが、「3章 交流で輝くまちづくり」については、前回もお話ししたとおり、元気部会へ移行させていただき、そちらで協議させていただくこととしております。

それから、「5部 みんなで創るひらかれたまち」についてですが、現行の体系についてですが、「市民が主役のまちづくり」の「参画と協働によるまちづくりの促進」、それから「参画を促進する体制づくりの推進」、これらについて変更はございません。ただ、「わかりやすいまちづくり」の「射水らしさの創出」につきましては、合併から年月がたっておりますので削除したということとしております。その中にありました市民の歌等につきましては、「信頼される市政の推進」に、また、第5部の一番下になりますが、「地方分権社会への対応」についても、基本構想で総括的に記載したいと考えておりますので、廃止いたしました。そして、その中にありました構造特区につきましては、「信頼される市政の推進」に付け加えたという形となっております。それから、現行の体系図に「行財政改革の推進」がありますが、新体系においては名称を変え、「健全な行財政運営の推進」ということで、行財政改革の他に、もともと「地方分権社会への対応」で記載してありました「職

員の人材育成」や「財源の確保」について付け加えた形としております。それからもう1つ大きなものとして、新体系の5部の1の(3)、これは、前回の部会で委員から意見があったのですが、「学生が参画するまちづくりの推進」という節を新たに設けております。以上が主な変更内容であります。今ほどのご質問は、前回の部会が「現況と課題」の整理ということで、それ以外の、今回新たにお示した「将来の姿」等についてかと思えます。これらについては、「現況と課題」を整理した上で、新たに「将来の姿」や「施策の内容」を事務局で見直し、今回提示したということです。以上です。

【部会長】

前回の部会の時に、幾つかこの部分は別の部会に移行するという話、また、統合するという話があったかと思えます。それを受けて体系を作り直したということと、今回新たに「施策の内容」を具体化したものを示してあるということが大きな変更点かと思えます。そういうことでよろしいでしょうか。まだ何かございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

【部会長】

それでは、体系と今回の議論の内容につきましては、これでご承認いただいたということで、今の第1章の内容に戻りたいと思えますが、何かご質問やご意見がございましたらお願いいたします。内容が非常に盛りだくさんになっておりますので、見ていただくのは大変かと思えますが、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【委員】

5ページの下に円グラフがありますが、母国語別として、ポルトガル語、ウルドゥ語、タガログ語とあります。タガログ語には、現在の総合計画では「(・英語)」と書いてあったのですが、その様な親切も必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

現在の総合計画の79ページです。

【委員】

あまり聞き慣れない言葉なので、説明は必要かと思うのですが。

【部会長】

ご説明いただけますでしょうか。前の時の資料は、「タガログ語(・英語)」となっていたのが、「タガログ語」だけになっている点であろうかと思えます。

【市担当部局】

タガログ語はフィリピンの公用語です。フィリピンでは英語も話しますので、そういった意味で括弧書きで「英語」と書いています。基本的にはタガログ語での支援が必要な子どもということで、フィリピン人のお子さんということです。

【部会長】

わかりました。その他に何かございますでしょうか。

【委員】

まず1点目は、学校ボランティア制度やボランティアの色々な人達の支援を受け学校が成り立っていくということであり、ここには色々な表現で書かれてありますが、私は、これからは少子高齢化の中にあって、子ども達にじっくりとボランティアの必要性を教えていく必要があると思います。ここに書いてあるのは、ボランティアの支援を受けることばかりです。今の時代は、例えば、お年寄りにやさしく、支え合いの心や環境問題についてなど、郷土愛や郷土の色々なことを教えるとも書いてありますが、ボランティアを実践することを子ども達に教え、これから10年後ぐらいには、恐らくそういう時代になっていると思いますので、ボランティアの必要性をもっと子ども達に教えるということもぜひ取り入れていただきたいと思います。この中では、学校のボランティア制度を生かし、地域の方などの支援を受けるというような書き方ですが、子ども達にボランティア教育をし、ボランティア活動を積極的にさせるということをぜひ表現の中に入れてほしいと思います。

それともう1点は、市長も中学校から先行してエアコンを整備すると言っておりますが、「学校施設・設備の計画的な整備・充実」の中に、普通教室にエアコンを設置することが書かれてありますが、その投資効果が私にはよくわかりません。市が取り組む色々な事業がありますが、これは莫大な経費がかかるかと思います。子どもにとって、今は家でも車でもエアコンは当然の時代ですが、学校には非常に長い夏休み期間があったりもしますが、それだけの投資効果があるのかという疑問を持っております。子どもは暑い中でも頑張る力が必要なのではないかという思いもあります。全国的にこういう傾向だからやらないといけないのかどうかよくわかりませんが、少し状況を教えていただけますか。中学校の普通教室、小学校の普通教室の他、保育園もありますし、全部しなければならないようになりますと莫大な経費が掛かると思います。

【市担当部局】

ボランティアにつきましては、ご存じのとおり、学校現場においても、子ども達は色々なボランティア活動をしております。朝のあいさつ運動であったり、あるいは周辺の清掃

であったり、そういうことを一生懸命各学校で取り組んでおります。先生方も大変忙しくなっているというような中、また、子ども達も昔ほど学校内の除草をしたりといったことがだんだんと少なくなってきた中で、地元のボランティアの方にやっていただいているケースがございます。そういった姿を見ながら、子ども達に何か感じてもらえればという思いもしております。委員ご発言のとおり、子ども達自身がボランティア活動をする取組、自分達が主体的にするという教育は必要だと思っております。

また、エアコンの件につきましては、あくまでも現在は中学校の普通教室への整備ということで、あくまでも学力向上を目指し設置をするということでありまして、夏休みがあるという議論もあるかと思いますが、全国的な流れとしてはそういう方向になっていると思っております。とりわけ夏休みに入る前の6月、7月あるいは9月の残暑は、最近は尋常ではない傾向になっております。特に受験を控えた中学生について、学力向上を目指して快適な環境の中で学習をしてもらい、射水市の将来を担う子ども達の学力を伸ばしていければという思いで検討しているところでございます。気温にしても、気象庁のデータを見ますと、確実に上昇しているということでございますし、文科省もエアコンの整備については補助対象とはしておりませんでした。最近では補助対象となり、学校環境整備の交付金の中で認めている事業でございますので、そういった状況により進めていきたいと考えているところでございます。

【委員】

参考までに、県内の進捗率がわかれば教えてください。それと、受験のために大事な時期として中学校でと言われました。小学校は後に、また、夏休みのない保育園なども整備するのでしょうか。10年の計画で保育園、幼稚園まで全部やるというようなことなのか、その辺はどうなのでしょう。恐らく保育園等は補助制度が何も無いと思うのですが、それでも単独でやるのでしょうか。これから10年の計画の実施計画を作る時に、計画は作ったが、あとになってやめた、というようなことにならないように、その辺の考え方をしっかりとしておかなければと思います。

【部会長】

設置率と、今後10年間の整備計画ということかと思いますが、いかがでしょうか。

【市担当部局】

現在、県内の設置状況についてのデータを持ち合わせておりませんが、県内の市レベルでも設置をしてきております。新聞報道でもあったかと思いますが、最近、特に中学校を

中心に冷房を設置している状況でございます。市内の保育園につきましては、各保育室には既に冷房が入っている状況でございます。幼稚園については、現在整備されておられません、検討課題と考えております。

【部会長】

委員からのご指摘がありました。ボランティアというところに関しては非常に大事なキーワードだと思います。その一方で、学年によってボランティアという言葉の考え方やそれに対するやり方が違ってくると思います。例えば外部への関わりは低学年から高学年まで色々と違うと思いますので、うまくこの素案の中に入れることができるかどうかということかと思えます。

【委員】

7ページに、「少人数指導の推進による個に応じた指導の充実」ということで、「35人を超える学級でのきめ細かな学習指導」とあるのですが、これは何を目指しているのでしょうか。この文章でいくと、35人を超えるとまずいので、きめ細かな指導をしようということだと思いますが、市として35人を超えないように努力するとか、その方が先なのではないかという気がします。逆に言えば、何人が適切と考えているのかをお聞きしたいのですが。

【市担当部局】

1教室当たりの生徒数、児童数につきましては基本40人です。ただし、小学校1、2年生については35人学級で本市では行っております。中学校1年生につきましては、35人学級でも40人学級でもいいということで、それは各校長の判断としております。この素案中の少人数学級につきましては、少人数指導ということで、改めて子ども達を取り出し、別の教室できめ細かな学習をしていくことを行っております。各クラスにおいても学力の差がありますので、例えば、遅れた子ども達を取り出し、集中的に学習をさせるなど、そういったことも必要であると考え行っております。

【部会長】

35人を超えるようなクラスも存在するということですね。そのクラスの中で、いかに少人数指導をするかということをごく明記しているということでしょうか。

【市担当部局】

35人学級、もしくは40人学級になるかと思いますが、その学年の児童数、生徒数によっては、二十数人になる場合もあります。人数については、しっかり35人や40人というわけ

ではございませんが、例えば35人なら35人の中で、よりきめ細かな学習をするという意味で少人数教室を行っているということでございます。

【部会長】

多分、クラスによって、学校によってもですが、最初から小人数のクラスもあれば、35人を超えるクラスも色々あるというようなことを前提にこの内容が書かれているのだと思います。

他にいかがでしょうか。8ページの3番、問題行動等の対応につきましては、今回、初めてそれを盛り込まれたということかと思いますが、内容はいじめ、不登校、問題行動という3つに関してということによろしいかと思います。

それでは、まだ色々あると思いますが、次の章に移らせていただき、また時間があれば見直していきたいと思います。それでは第2章に移ります。事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

それでは、第2章です。18ページをお開きください。「生涯学習活動の推進」です。この節は、内容等について大きな変更はございませんが、平成22年度に策定されました射水市生涯学習指針に沿って整理されております。20ページに「目指す方向」が記載されておりますが、その一番下から2行目、「学ぶ」「活かす」「繋ぐ」視点で、“学び”が循環する生涯学習を推進します、という新たな視点を組み入れております。また、21ページにあります「第2 生涯学習関連施設の充実」の「3 青少年・女性教育施設」、「4 図書館機能の充実」というところで、それぞれに今後の施設の統廃合も踏まえ、社会情勢や地域の実情に即した施設整備というように記載しております。

続きまして、22ページ、「芸術・文化の継承と創造」です。主な変更点は、「現況と課題」におきまして、下から4行目、「既存施設の展示機能の強化や文化関係施設の利便性の向上等により、地域の歴史及び文化財の保存及び活用普及に努める」こととしております。さらに、地域活性化のため、現在改装中の竹内源造記念館の他、小杉展示館など地域の核となる文化財建造物を活用したまちづくりに取り組んでいく必要があるとしております。これに応じた形で、「施策の内容」においては、竹内源造記念館などの改修や記念館を中心とした歴史と文化が薫るまちづくり事業、これは県の事業ですが、こういったことを踏まえ、24ページになりますが、第3の1の「(4)歴史的建造物等を生かしたまちづくり・地域の活性化」、こういったものを新たに追加しております。その下の「2 文化・歴史資料の収

蔵機能の整備」においても(1)で、施設の統廃合を踏まえまして、先ほども言いましたが、「既存施設を活用した収蔵場所の確保と施設の集約による一元管理」を追加しております。

続きまして25ページ、「スポーツ・レクリエーションの推進」です。「現況と課題」におきましては、上から4行目ですが、国においては「スポーツ基本計画」が制定されました。これを踏まえまして、「本市においても、スポーツに対する新たな指針に基づき、市民がこれまで以上に気軽にスポーツに親しむことのできるスポーツクラブの連携・拡充のみならず、夢や感動を与えるトップアスリートの育成強化や、スポーツを支える人材の育成と活用に努める必要がある」として、地域で気軽にスポーツに参加できる体制づくり、一方で全国で活躍できる選手の育成に重点を置いた形となっております。こうしたことを踏まえまして、「施策の内容」においては、26ページの第1の1の「(1)総合型地域スポーツクラブ等の体制並びに連携強化」ですが、現在の計画では、スポーツクラブへの支援という形でありましたが、今回は連携ということで見直しをしております。また、新たに(5)ですが、「障がい者のスポーツ機会の充実」、27ページの「プロスポーツ等「観るスポーツ」の機会づくりの推進」、それから2つ下の「2 全国の舞台で活躍できる選手の育成」、こういったことを新たに追加しております。以上です。

【部会長】

それでは、18ページから27ページまで、第2章でございますが、生涯学習、それから、芸術・文化等につきまして盛り込まれております。この中で何かご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

私のから1つ、20ページの「目指す方向」のところ、一番下から2行目、「学ぶ」「活かす」「繋ぐ」という視点がございまして、この「繋ぐ」というのは、どういうことを念頭に置いて方向性が出されているのでしょうか。「学ぶ」「活かす」はわかるのですが、「繋ぐ」というのは、地域の中で人と人をつなぐということでしょうか。

【市担当部局】

この前段にもありますが、学習成果が地域課題の解決に活かせるように、と書いてあるとおりでございますが、部会長が申されましたとおり、地域とのつながりといったことも含め“学び”が循環するようになことをご理解いただきたいと思います。もし表現がわかりづらいようでしたら、また検討させていただきます。

【部会長】

わかりました。

【委員】

20ページのボランティアのことについてお伺いします。私もボランティアに関わっております。実は、ボランティアの団体は幾つかありますが、ずっと同じ数です。増えていかないということは、いかに一般の方が、ボランティアの意識はあっても、なかなか育成に携われないということかと思えます。ボランティア連絡協議会が主催しておりますが、市で養成講座のようなものに取り組んでいただくと、門戸がもっと開け、ボランティア人口が増えるのではないかと思います。ボランティアを利用するという形は随分この素案の文面に盛り込んであるのですが、それを作り上げるという体制が見えてこないのので、ぜひ入れていただきたいと思えます。

【部会長】

ありがとうございます。ボランティアというのは非常に大事だということはみんなわかっているけれども、それに取り組んでいる人が増えないというのは、どうやってボランティアをすればいいのか、どのようなものがあるのかということも含め、ボランティアをする機会を提供したり、あるいはボランティアをするような指導者を育成したりというような取組を入れることができないかということかと思えます。

【市担当部局】

20ページの「施策の内容」の2番目の(2)でございます。「指導者ボランティア等の確保や養成研修機会の拡充」とございます。私どもも非常に苦労している点といたしまして、実際にボランティアをやっておられる方がだんだんと高齢化していき、新たな若い人がなかなか入ってこないといったことがございます。ボランティア等の確保という点で、地域の方々とより密着し、地域と連携をしながら確保していかなければならないと思っております。養成研修会につきましては、さらに拡充しながら進めていき、ボランティアの質の向上の他、やり方の問題だとか、そういったことも検討していきたいと思っております。

【部会長】

ぜひ具体的なところでまたご検討いただければありがたいと思えます。その他はいかがでしょうか。

【委員】

「生涯学習関連施設の充実」と書いてあり、コミュニティセンターや中央公民館と書いてありますが、私は、これから必要なのは、地域間の交流だと思っております。射水市の

コンパクトな地域の中に、海あり、丘陵地帯があって、お互いに若い人達や子ども達が交流する生涯学習施設がほとんどありません。私が考えますのは、経嶽山のキャンプ場も廃止され、セミナーハウスも廃止されましたが、金山地区の自然の中に、子どもに宿泊体験をさせる生涯学習施設があればいいと思っております。都会では、子どもを自然の中に宿泊させ、自然の中で様々な体験をさせることに力を入れてやっておられますが、金山の丘陵地帯を使って、海の方にあってもいいのですが、ぜひ、そういうものを今度の実施計画に取り入れて、子ども達や若い人達に、宿泊を通じて自然の中で色々な体験をさせる生涯学習施設をぜひ造っていただきたいと思っております。

【部会長】

事務局から何かございますか。

【市担当部局】

今おっしゃったことにつきましては、そういった点も踏まえまして、中身について具体的なことを考えていきたいと思えます。

【委員】

25ページから27ページにわたりますが、25ページの「現況と課題」の中で、トップアスリートの育成強化が必要だとうたっており、27ページに「施策の内容」として、「全国の舞台で活躍できる選手の育成と強化」とあります。これを見ますと、2020年に東京オリンピックが開かれますが、ある意味ではその目標ができたような気がするのですが、そういうことに対して具体的な裏づけ等は何かあるのでしょうか。

【市担当部局】

特にオリンピックについて具体的に施策を考えているといったようなところまでには至っておりません。「目指す方向」に追加で入っているのですが、「射水市スポーツ推進計画」というものを今後同じく10年の計画で、現在策定しております。スポーツ推進計画につきましては、総合計画を受けまして、さらに具体的な計画を盛り込んでいくわけですが、その策定委員会を今年は2回開催しており、この後、3回目、4回目と開催していくこととしております。その中で、オリンピックなど競技スポーツの強化というものを盛り込み、具体的にどうしていくかということも、これから考えていくような進具合です。

【委員】

ボランティアといいましても、私達がやっていることも全てボランティアです。そんなにボランティアというものは難しいことではないと思うのです。

また、委員が金山地区に何か集まってやるということをおっしゃいましたが、幸いにして、県の施設かもしれませんが、太閤山ランドがあります。その中で、射水市の小・中学生、小学生と中学生を分けてもいいのですが、広い場所にたくさん集まって、施設の色々なところで、色々なことをみんなに体験させてやったらいいのではないかと私は思います。また、今までどういった生涯学習の行事があったかということなのですが、いかがでしょうか。これは市役所でわかりますか。それとも地域とか学校とかでないといけないのでしょうか。どういう生涯学習が今までに行われたか、ということなのですが。

【市担当部局】

生涯学習については、各地域で行われている細かいところまではわかりませんが、子ども中心という形であれば、放課後子ども教室というものがございます。これにつきましては、各地域で昔から行われる手づくりの様々なものづくりや、あるいは絵本の読み聞かせなど、色々な事業をそれぞれで行ってもらっている事業がございます。

【部会長】

多分、様々なレベルの生涯学習がございますので、それを全部リストアップというのはなかなか難しいかもしれません。

【委員】

他にも、「14歳の挑戦」は現在やっており、私も勤務していたところに中学2年生の子ども達 came ました。そういったものもあります。

【部会長】

「14歳の挑戦」については、富山県下全部でやっている、非常に特徴的なプログラムです。

【市担当部局】

「14歳の挑戦」は県下全域で中学2年生を対象に行われており、本市におきましても、新湊地区と射水地区とに分けて行っております。市内の各事業所、あるいは公的機関に子ども達が入り、そこで学んでいるということで、非常に効果が上がっていると聞いております。子ども達の将来を決める決定的なものにはならないのかもしれませんが、非常に良い体験をしているという状況でございます。

【部会長】

ありがとうございます。芸術・文化、スポーツのところかと思いますが、先ほどオリンピックの話がございましたが、27ページの「2 全国の舞台で活躍できる選手の育成と強

化」、それと、「3 スポーツを支える人材の育成と活用」がこれからキーポイントになってくるのかと思います。ということで、オリンピックということは書いてありませんが、そういう観点でこれを考えていけばと思います。よろしいでしょうか。

【市担当部局】

先ほど委員からご質問のありました、県内の学校への冷房の設置状況でございます。小矢部市におきましては、全中学校に設置をされております。また、上市町においては、小学校、中学校にあわせて設置をされている状況でございます。あとは、立山町と舟橋村、1町1村1校でございますが、それぞれ設置をされているという状況でございます。県内では、今このような状況になっております。以上でございます。

【部会長】

ちょうど夏休みに入るのが7月下旬ぐらいでしょうか。梅雨が明け、ものすごく暑くなってくる時期でございますが、それまでの使用でしょうか。9月はどうなのでしょう。

【市担当部局】

9月も含めてです。

【部会長】

エアコンが一つの象徴的なものかもしれませんが、委員が言われたのは、子どもが例えば色々なことに耐えるといった点も少し考えられておられたのでしょうか。

【委員】

私はあまり効果がないのかと思ったのです。この様なことに率先して手を挙げてやる必要があるのか、という素朴な疑問です。

【部会長】

それでは、第3章に入りたいと思います。「みんなが思いやりあるまちづくり」です。ご説明をお願いします。

【事務局】

それでは、第3章です。28ページをお開きください。まず、「男女共同参画の推進」です。ここでは、主な変更点は「施策の内容」です。29ページです。新たに第1の「2 固定的役割分担意識等の慣習にとられない社会の形成」を追加しておりまして、「(2) 家事・育児への男女協力の推進」、それから、「男女がともに参画する地域活動の推進」ということをあげております。その他に新たなものとして、30ページをお開きください。「第3 男女の人権の尊重とDV防止の推進」ということで、新たにDVという文言をあげておりま

す。これについては、相談体制や啓発を強化していくということであります。

次に31ページ、「人権尊重社会の推進」です。これについては大きな変更はございません。施策については32ページに記載しておりますが、「第1 人権尊重社会のための活動の推進」、それから、「第2 子どもの権利尊重社会の推進」ということで2つの柱立てとしております。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。第3章では、男女共同参画と人権尊重社会の推進というところになりますが、見られまして、何かご意見がありましたらお願いします。

【委員】

現在、我々の周りを見ておりますと、高齢者世帯とか、単独の高齢者の方のみの世帯が増えてきております。何を言いたいかといいますと、ぼけといいますか、日常どおりの生活はしておられても、認知症が出ておられる方もおられます。子どもは都会へ行っておられたりして周辺にいらっしやらないということで、肉体的な介護につきましては、買い出しなど、ヘルスポランティアの方等が色々とおられるわけですが、成年後見制度を法務省で推進しておられます。認知症や精神障害などによりまして、判断能力の欠けている状態のある人を保護、支援するという制度でございます。ここの人権に関する部分の対応になるのかと思いますが、66ページの一番上の高齢者のところに1行、「成年後見制度の普及啓発の推進」という1項目が書いてありました。今後の社会を考えますと、後見人は一般の人でもなれるわけございまして、ぜひ一般の人の後見人を作るということで、身近に成年後見制度を定着させ、認知症や精神障害のある人の支援を図るといようなことも大切であると思っております。子どものいじめ問題も大変重要なのですが、高齢者の人権尊重ということで、この点について、今後ますます重要になってくるのではないかと強く感じている次第でございます。前回この様な話をすればよかったのですが、見落とししましたので、追加していただければありがたいと思います。

【部会長】

人権尊重社会ということに関わって、特に高齢者の社会をどう推進していくかというところになるかと思いますが、これについてはいかがですか。ご質問は、その様な文言を入れてほしいということですか。

【委員】

法務省では、精神上的の障害のある方への権利といいますか、権利の尊重ということで、

人権というくくりで述べられております。一生懸命PRしておられるわけですが、まだまだ一般的に認知されていない反面、私どもが住んでいる周りを見ますと、高齢者のみの世帯がどんどん増えてきております。現在、弁護士さんや司法書士さんが後見人になり取り組んでおられるわけですが、弁護士、司法書士では、月に3万円ぐらいの高額な金額が掛かりますので、これは誰でもやれると思いますので、ぜひ一般の方にも面倒を見てもらうといったら変ですが、後見人になってもらって支援していただければと思います。買い物支援や肉体的な支援はよくやられておりますが、人権を守るとか、保護、支援するという点については、成年後見制度があるわけございまして、この辺について、もう少し充実した書きぶりをしていただきたいと思います。もちろん市でも、もう少し重点的な取組をしていただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

【部会長】

お願いいたします。

【市担当部局】

確かにおっしゃるとおり、高齢者に限らず一般成人についても、成年後見制度が必要な方がいらっしゃいますので、32ページの「施策の内容」の第1の中で検討させていただきたいと思います。

【部会長】

32ページの第1の2番(2)の方に、児童や障がい者、高齢者、外国人等の権利擁護の対策の充実というところでご検討いただくということでしょうか。

【委員】

こういうひとくくりの書き方ではなく、どういいますか、現実にだまされるということ変ですが、保護を必要とする方が散見されますので、恐らく、もっと超高齢社会になりますと、地域の方で、誰かそういう人を選んで、地域の人と連携しながら成年後見制度の普及を図るということは非常に重要なことだと考えております。今のお答えでは、あまりにも漠然とし過ぎるのではないかと私は思います。

【部会長】

例えばそういう項目立てをすとか、ということでしょうか。

【委員】

例えば、成年後見人を育成するというところまで踏み込んで記述していただき、地域の方は地域で守るという姿勢を強く打ち出していきたいと私は個人的に思います。地域

を見ますと、かなりそういう方が増えていますので、買い物支援や健康上の支援についてはヘルスポランティアさんなどがおられるわけですが、精神上といいますが、肉体的なもの以外の支援については少し欠けているような感じがいたしますので、強く申し上げた次第でございます。

【部会長】

ありがとうございます。またご検討いただいて、次回、第3回目の時にご提案いただければと思います。

【委員】

「男女共同参画の推進」、これはごもっともですが、「豊かな心を育み誰もが輝くまち」の中にふさわしいのかどうかわかりませんが、男女共同参画審議会の会長から、「今の男女共同参画のやり方には限界がある」と、いつも相談を受けております。これは、今の協働のまちづくりの中でやるべきだとおっしゃっており、私もそう思っております。それぞれの地域に男女共同参画推進員の方がおられ、この方達の活動が、なかなか地域でできないということです。ですから私は、協働のまちづくりが進んで、地域振興会という組織が各地域にあって、その中に男女共同参画推進員の人達が協働のまちづくりの振興会の役員として入り、そしてお互いにまちづくりをするというような体制にされないと、「地域で推進委員を選んでください」といって、その人達だけでどれだけ集まっても、地域では推進できないと思っています。もう自助・公助・共助の時代ですから、地域の中でお互いにどうするかというふうにするべきです。国がやれ、県がやれと言っているから、推進委員を作ってやれと言われても、どんなにすばらしい人を選んでも、なかなか力を発揮できないと思っております。

もう1つ、後で言わなければならないと思っていたのですが、協働のまちづくりを進めるために、例えば男女共同参画のことを言いましたが、市役所の職員全部が協働のまちづくりへの問題意識、今の時代の問題を共有することがないと、どれだけやってもなかなかうまくいかないと思っております。その1つが、この男女共同参画だと思っております。ぜひ、幹部の方がおられますので、庁内の会議の中で「男女共同参画というのはどうやって、おまえの課ではどうすればいいのか」というようなやりとりをされ、職員自身がこういう問題意識を共有する。その1つに、ぜひ、この男女共同参画のことも入れていただきたい。もう20年、30年経ったら、男女共同参画ではなく、必ず女性が男性を引っ張っていく時代になります。今はちょうど過渡期ですが、放っておいてもそうなると思えます

が、それを協働のまちづくりの中で、男性も女性も関係ない取組をぜひしていただきたいと思っております。そういう点から、ここにある男女共同参画を推進する事業については、少し検討して見ていただきたいと思えます。

【部会長】

多分、男女共同という概念を地域で考えられるような、そういうまちづくりを目指してほしいということかと思えます。ここで急に盛り込むのはなかなか難しいかもしれませんので、またご検討いただけますでしょうか。

【委員】

今ほど、意識という問題で提起されたかと思うのですが、29ページに、あらゆる分野への女性の多様な能力活用ということが書いてございます。本日の審議会委員の出席者を見ますと、ちょうど男女半々です。市役所の方々を見ますと、女性の方は少なくとも1人もいないということは、市役所そのものが男女共同参画の意識に乏しいのではないかという感じがしますので、そういう点を意識しながら、この施策の具体策になると思うのですが、そういうことを考えていただければと思えます。

【市担当部局】

29ページにありますように、「審議会・委員会等への女性の積極的登用の推進」につきましては、射水市は審議会や委員会等への女性の登用率が約3割で、県内ではトップクラスとなっております。ただ、委員がおっしゃるように、議会でも指摘がありましたが、職員の管理職への登用が低いのではないかとということで、色々ご指摘を受けております。当然、登用については常に考えておりますが、ただ、年齢的にちょうど端境期といえますか、女性の管理職職員がいないということでございまして、今後とも、女性の登用については積極的に対応していきたいと考えております。

【部会長】

ありがとうございます。私のから1点、30ページの一番上ですが、「(2)女性の意識啓発」と記されておりますが、「男性の意識啓発」も含めて考えていけない問題だと思いますので、ご検討いただきたいと思えます。また、28ページの真ん中あたりに、「射水市男女共同参画推進条例」や「射水市男女共同参画基本計画」がございまして、ホームページにもありましたので見ておりましたら、国際社会との協調などもありました。そういう点も含めまして、推進条例というものの整合性もお考えいただければありがたいと思っております。あとはいかがでしょうか。

(質疑なし)

【 部会長 】

非常に貴重なご意見を幾つもいただいておりますので、ぜひご検討いただき、盛り込めるところがあれば盛り込んでいただければと思います。

それでは、第 5 部に移りたいと思います。以上で、第 1 章と第 2 章、第 3 章が終了いたしましたので、ここまでですが、全体を通しまして、第 1 部につきまして、言い忘れたことや追加がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【 委員 】

少し気になって質問いたします。30 ページの男女共同参画の DV 防止の推進なのですが、これがずっと進んで、色々な事件を起こしているストーカーになるわけですが、ストーカーという文面を入れることはできませんでしょうか。

【 部会長 】

そういうものに対する対応になるのでしょうか。

【 委員 】

どのように書けばよいのか、少し迷うのですが。

【 市担当部局 】

ストーカーも言葉を換えれば、言っている意味は一緒なのかとは思いますが、少しその辺は検討させていただきたいと思います。DV とは別の概念だとは思いますが、検討させていただきます。

【 部会長 】

他にございますか。ストーカーというのは一つの行為であって、色々なことを含め、男性も女性も安心して生活できるというか、それは少し話が大き過ぎますでしょうか。何か色々な表現があるかと思えます。

それでは、よろしいでしょうか。教育の方にも戻っていただいて結構ですが、10 ページの第 5 の安全教育という言葉の問題ですが、私どもが普通「安全教育」と使うのは、例えば何かを実験をしたり、何か取組をしたりする時に非常に危険なことがあるわけですが、それを察知してといいますか、それに対してどの様に取り組むかということ。「安全教育」と言っているのですが、言葉の定義になるのですが、ここでは、例えば交通安全やそういうものも入ってくるのでしょうか。

【 市担当部局 】

第5の2の(3)に書いてありますとおり、昨年来、全国的にも通学路における交通事故が多発していることから、通学路に関する安全ということについても取り組んでいく必要があるだろうと思っております。子ども達自身も、交通安全教室をやったりしておりますので、そういった意味でこの中には交通安全も含まれているということでございます。

【部会長】

わかりました。それでは、第5部に移らせていただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、続きまして34ページをお開きください。第5部、第1章「市民が主役のまちづくり」であります。第1節「参画と協働によるまちづくりの推進」です。この施策につきましては、これまで地域振興会の組織化、それから協働のまちづくり推進条例の制定などを踏まえまして、「施策の内容」においても、これまでは計画や策定といった文言があったのですが、より具体的な事業の実施の推進といった形の表現になっております。具体的には、「施策の内容」においては35ページですが、新たに第1の「(4)協働事業のプロセスの確立と実施」を追加、それから、「(7)コミュニティセンターの老朽度に応じた施設の整備・充実」を図るとしてしております。それから、「職員の意識変革」についても記載しております。

続きまして37ページ、「参画を促進する体制づくりの推進」です。これについては、基本的には見直し前とほとんど内容については変わりありませんが、「現況と課題」の上から5行目の中ほどに、「市長の出前講座」を新たに行ったということであります。「施策の内容」についても、「市長の出前講座」について、39ページの「3 広聴活動の充実の市長の出前講座、タウンミーティングなどの開催」と記載をしております。それから、40ページになりますが、「学生が参画するまちづくりの推進」ということで、これは先ほども申しましたように、新たに追加した節であります。「将来の姿」については、「学生の交流や自主的な活動が活発に行われ、学生が市民や企業等とともにまちづくりに参画し、若い感性やエネルギーが生かされた、魅力あるまちづくりが進められています」としてあります。また、「現況と課題」におきまして、「射水市には5つの高等教育機関があり、およそ3,500人の学生が学んでいます」としてあります。昨年実施しましたアンケート調査でも、地域活動に参画している学生が少ないことや、休日は家で過ごす学生が多いというようなことがわかったということでございます。こういったことを踏まえまして、斬新なアイデアな

どを生かした地域活動の担い手としての役割、それから、地域の課題の解決に向け、高等教育機関が持つ知の財産を有益に活用する必要があるということでもあります。「施策の内容」に入りますが、41ページから記載しております。まずは、「第1 学生のまちづくり推進体制の整備」をしたいということでもあります。それから第2で「学生が交流する機会の提供」、また、学生と市民の方が交流する機会の場の提供についても支援をしていきたいということ、それから「第3 地域活動への参画」ということで、学生さんの能力を生かして、地域活動の課題に向けて取り組んでいくとしております。それから、42ページにありますとおり、「学生による協働のまちづくりの推進」ということで、各種施策について並べてございます。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。37ページから42ページまででございます。市民が主役のまちづくりということで2つの節になっておりますが、見られましていかがでしょうか。

【委員】

教えていただきたいのですが、41ページの「施策の内容」の「第1 学生のまちづくり推進体制の整備」ということと、第2の「1 学生の交流拠点の整備」ですが、これは、具体的にはどういうことを指すのでしょうか。また、そういうような具体的な取組があれば教えてください。

【部会長】

例えば現段階のもの、今後考えておられることがございましたらお願いします。

【事務局】

「学生のまちづくり推進体制の整備」でございますが、市はこれまで、高等専門学校、あるいは、県立大学と包括協定を結んでおり、色々な課題について連携していこうという形をとっております。まちづくり推進体制については、今後どのような形で進めていけばいいのか、組織立てをまずしていきたいというふうに思っております。それから、2点目の交流する機会の提供につきましては、具体的に決まったわけではございませんが、庁舎の統合の際に出てくる跡地について、例えば、既存施設の建物を学生が集まれるような拠点にできないか、そういったことも考えていくということございまして、そういったことも踏まえながら、学生が活躍できる、あるいは地域と交流できる、学生同士が交流できる、そういった場所を何か提供できないかと考えているところでございます。

【委員】

先ほどは色々な話が出ましたが、やはり高等教育機関ということで若い人がたくさんいらっしゃるわけで、地域の人や学生さん同士の交流、地域活動への参画ということもあるわけですが、拠点があって、誰かが旗を振ることで、また射水市に新たな活気が出るのではないかと考えられるわけでございます。早急に体制の整備なり、拠点の整備を具体化されて、その方向に向かって取り組んでいただきたいと思います。具体的には、どの課が担当されるのですか。

【事務局】

学生との交流ということについては、政策推進課が所管課になります。企画分野と見ていただければよろしいかと思います。

【部会長】

第1、第2の場合は、射水市側の方も窓口を作っていて、高等教育機関の方も窓口を作って、そこでしっかりと連携をとりながらやらないと、なかなかうまくいかないという感じがします。そういう意味では、第1の2番の「学生応援窓口の整備」は非常に必要なことかと思えます。また具体的なご検討をいただければと思えます。その他、いかがでしょうか。

私の方からですが、38ページ、39ページの「施策の内容」なのですが、この部は、「市民が主役のまちづくり」ということがうたわれているのですが、「施策の内容」はもちろんこれでよろしいのですが、例えば、広報活動であるとか、出前講座であるとか、この項目は、どちらかという行政から市民に向かっているようなイメージを受けまして、前回の部会では気付かなかったのですが、広聴活動やそういう点で考えますと、中身はこれでよろしいかと思うのですが、「市民の何々を支援する」とか、特に市民が主役というところをぜひ打ち出していただけないかと思いました。具体的にどういう名称にすればいいのかわからないのですが、例えば、市民の声が届くような取組であるとか、何かそういうイメージを与えるような項目立てというのが考えられるかどうかということでございます。出前講座にしても、タウンミーティングにしても、手紙にしても、市民の声を届けられるような形を作っておられるわけですから、それが逆に市民目線からの書きぶりができないかということを感じたのですが。

【市担当部局】

部会長のご指摘のとおり、若干、市民目線というよりも、行政がどういったことをしていくかということを中心に書いたところございまして、ご指摘いただいたところも十分

加味して表記すべきだと思しますので、具体的な箇所については、今の提言を受けて検討したいわけですが、そういった市民の主体性が感じられるような表記を、もう一度見直してみたいと思っております。ただ、単独の事業の、例えば広報広聴事業といったものについては、市民の皆様への認知度が高い部分もございます。市長の出前講座も、ある種、事業名というところもございますので、そういった修正については若干苦しい点もありますが、全体的に見渡して、そういった点で修正できる部分はないか、一度おさらいさせていただければというふうに思っております。

【委員】

1つだけ確認させてください。協働のまちづくりで、私は今、富山県の自治会連合会の色々な役をしております、富山、高岡、氷見、他の自治会連合会長さん方と、色々なまちづくりの話をしております。射水市のまちづくりについては、他よりも相当進んでいると思っております。例えば、コミュニティセンターや自治会連合会を廃止して地域振興会にしたということは、他の市町村ではなかなかできないことでもあります。それぞれの27の地域力はかなり上がりつつあるというふうに思っております。しかしながら、末端の330ほどの単位自治会がありまして、理解していないところとの格差がだんだん出てくるかもしれませんが、さきほど言いましたように、射水市の目指す協働というものをもっと内部で協議していただきたいと思っております。この間から、射水市の協働のまちづくりについて、他の市町村からもどんどん視察が来ているということで、かなり射水市の協働のまちづくりは進んでいると思っております。ただ、その一方で、総合計画は10年計画ですから、射水市は最終的にどんな姿を目指したいのかということです。全国の市町村が必ずやらざるを得ない時代になっており、我々は先に進んでおり、目指す、見本になるところはないかもしれませんが、職員の中でお互いに協議してやっていただきたいと思っております。色々な各種団体がいかに振興会の一員としてできるかということなのです。さきほどの男女共同参画の話ではないですが、私はもっとできると思っておりますので、ぜひ内部で検討していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【部会長】

ありがとうございます。どこまでとり入れられるかわかりませんが、今後検討していただいて、進めていただければと思います。他にございますでしょうか。

(質疑なし)

【部会長】

それでは、第2章になりますが、「むだのないひらかれたまちづくり」というところをお願いいたします。

【事務局】

それでは、43ページになります。まず、「信頼される市政の推進」です。「現況と課題」の下から2行目、「統合庁舎を中心に、利便性・効率性の高いサービスの提供や、ひらかれた行政運営を行う必要があります」というようなところを新たに追加しているところがございます。それから、44ページをお開きください。「施策の内容」についてですが、まず、「第1 市民サービスの充実」ということで記載をしております。この中で、特に今ほどの統合庁舎等も踏まえまして、「1 窓口サービスの向上・効率化の推進」、「(1) 本庁窓口でのワンストップサービスの充実」、それから「(2) 地区窓口と本庁との連携強化」等をこちらで記載をしております。それから、第2が「透明で公正な市政の推進」として個人情報等の部分の他、今回新たに、45ページの「第4 高度な政治倫理観の維持」ということを追加しております。この中で、「政治倫理意識の醸成」の「射水市政治倫理条例」は策定予定ですが、その周知ということであげております。それから、先ほど説明しましたが、「第5 射水らしさの定着」ということで、市民憲章や市民の歌、花木等について、こちらで記載をしております。

続きまして46ページになります。「健全な行財政運営の推進」です。基本的に行財政改革の部分であります。大きな変更点、新たな視点ということで、下から3行目、「ファシリティマネジメントという経営的な視点に立った公共施設の管理運営や適正配置」というようなところを新たな視点として取り入れております。それから、「施策の内容」ですが、47ページにあります「第1 簡素で効率的な行政運営の推進」で、特に「1 行政のスリム化・効率化の推進」で「(2) 公共施設の統廃合の推進」、それから、今ほどありました「ライフサイクルコストを念頭に置いた公共施設の管理・運営」というところが新たな取組としております。それから、48ページをお願いします。上から3つ目「(6) 未利用市有地等の活用」ということで、「ア 民間活力の導入を含めた庁舎跡地等の有効活用及び売却」、それから、「未利用市有地の効率的な利活用及び売却」というふうにしております。それから、中ほどの「3 職員の意識改革・育成」ということで、地方分権の節から、職員の育成についてこちらに移した形であります。

それから、50ページ、「情報化の推進」です。ここについては、新たな視点ということで、「現況と課題」の上から3行目、「ICTを活用した更なる行政サービスの導入など、満足

度の高い市民サービスの提供が求められており、今後、社会保障・税番号制度の導入に伴うＩＣカードを利用した市民の利便性向上や新しい情報システムの導入」の推進を図っていく必要があるとしております。これらを踏まえまして、「施策の内容」においては、「第１電子自治体の推進」ということで、「行政内部の業務を更に効率化することにより、迅速で質の高い行政サービスを推進します」としてしております。それから、51ページですが、「第２情報流通社会への対応」においては、「１ 番号制度の導入に伴うＩＣカードの多目的利用」、「２ モバイル端末の活用」などの利活用を推進すること、それから、第３においては、これらを踏まえまして、情報セキュリティ対策の推進ということで記載しております。以上であります。

【部会長】

ありがとうございます。第１節、第２節、第３節について説明いただきました。「むだのないひらかれたまちづくり」ということで説明いただいたところです。これらにつきまして、何かございましたらお願いします。前回、外部監査制度のことが上げられていましたので、それがここに入っているということでしょうか。45ページの第３に入っているということかと思えます。私の方から質問があるのですが、48ページと49ページですが、6番の「文書管理システムの構築」で、「システム化に向けた文書の分類」についてはいいのですが、「保存年限等の適正な管理」というのは、年限を管理するわけではないと思うのですが、これでよろしいのでしょうか。また、49ページで、「財源の確保」は今後必要になってくると思いますが、その中の新たな財源というのは、広告料収入やふるさと納税の２つを主なものと考えておられるのかということなのですが、いかがでしょうか。

【市担当部局】

保存年限等の適正な管理というのは、各行政の各種文書につきましては、その内容により保存年限を決めております。例えば1年保存、3年保存、5年保存、10年保存、そして永久保存と決めておりまして、それぞれ期限が切れますと廃棄するということになっております。その意味で、それを適正に管理をしていく、いわゆる順々に廃棄するものは廃棄する、新たに管理するものは管理していくという意味で書いております。

【部会長】

「保存年限のある文書の適正な管理」とか、何かそういう書き方なのかと思ったのですが。言葉だけの問題ですが。

【市担当部局】

ご指摘いただいたように文面を変えたいと思います。

【部会長】

新たな財源というのは、基本的にこの2種類でしょうか。「等」とありますが、他にも何か考えられるのでしょうか。

【市担当部局】

広告料収入、あるいはふるさと納税というものは、現在の取組においてもある程度成果が見られるものの具体例として表したものでございます。やはりそれ以外についても確保に努めてまいりたいと、その様な観点でございます。

【部会長】

そういう財源というのは、今後も色々なことが考えられるというふうにとらえればいいのでしょうか。

【市担当部局】

現時点ではなかなか難しいと思いますが、怠ることなく、そういったものの確保に努めてまいりたいと、その様な積極的な観点でございます。

【部会長】

わかりました。ありがとうございます。

【委員】

整理させていただきたいのですが、この中には、公共施設の統廃合ですとか、職員の意識改革、これについては、職員もそうですが、市民の意識改革から始めなければならないと思っております。10年後は、かなり行政がスリムになり、そして住民の意識がかなり変わる時代が必ず来ると思っております。今は、例えば5市町村が合併して、一体感の醸成もなかなか難しく、それぞれにあった公共施設をそのまま利用しております。行政サービスにはきりがありませんから、私は、昔の行政サービスと今とでは、質が全く違うと思っております。体育施設がそれぞれの合併前の5市町村にあたり、図書館があたりしますが、私は、図書館などは1つか2つにまとめて、それだけのたくさんの本があればいいと思っております。それぞれの5市町村の垣根をいかに取り外していけるかということ強く基本計画に書かなければならないのではと思っております。行財政改革推進会議も年に何回かやっております。これをきちんと公表して、これからの行財政はこういうふうに進んでいきます、というふうに広報などでもPRしながら、住民の意識を変えていくことに努力されないと、一向に変わらないと思っております。非常に厳しい財政運営を強

いられると思っております。そういったことをもっとしっかりと書く。痛みを市民と分かち合って進めるということを書いていかないと、いつまでも昔の行政のままではいけないと思いますので、新しい時代、そして10年後を見越して、これをきちんと表現していかねばならないのではないかと考えております。

もう1つは、48ページの上、私はいつも疑問に思っておりますが、保育園等の民営化についてです。民営化や指定管理がどんどん進んでおりますが、何かしっかりとした根拠を持ってやっているのかどうかということです。お聞きしたところ、保育園は50パーセントは民営化して、50パーセントは公営でやるというようなことですが、私は全部民営化でいいのではないかと考えております。職員への対応など色々なことがありますが、それは行政職に代わってもらってやるなどの対応が考えられますが、色々な現場を見ておりますと、公務員の保育士と民営化の保育士とでは、全く同じやり方の中で、民営化になりますと保育士の数もどんどん減らされ、民営化されたところの保育士は非常に苦しい思いをしております。一方で彼女たちが比較するのは公務員の保育士ですが、民営化しないと言われている定数が少ないところは、子どもが少ないことから民営化しても採算がとれないという理由が言われています。その様なところの保育士さんが厳しいところよりも楽をして、高給を取って保育をしているような時代ではないと考えております。その様な状況はどう思われますでしょうか。保育士さんは非常に不満を持っております。今、国の色々な行財政改革の中で一番犠牲になっているのは、民営化された保育士なのかというふうに思っております。そこで少し教えてほしいのですが、50パーセントだけ民営化して、採算のとれないところは市でやっていくというものの考え方です。私は、採算がとれないのなら、その分だけ運営補助金を出してやればよいと思います。行財政改革は、もっと思い切って色々なことをしないと進まないですし、10年後を見据えた行財政改革のことは言えないのではないかと考えております。そういった辺りを聞かせていただきたいですし、検討していただきたいと思っております。

【部会長】

ありがとうございます。他の委員の方も、もしその件について何かございましたらお願いいたします。

【委員】

委員がおっしゃった意見に強く賛同するわけでございます。私も三ヶの地域振興会会長のもとでちょっとお世話させていただいて痛感したのは、行政サービス、先ほどもボラン

ティアのこともありますが、自分がする側ではなくて、受ける側として、あれをしてくれ、これをしてくれと、してもらう側の意識が非常に強いわけでございます。委員がおっしゃったとおり、やはり、もう少し強い説得力のある表現をしていただきたいと思います。極端な話ですが、ボランティアで朝、除雪をしておりましたら、家の玄関の前の除雪もしてくれとか、もっとひどいのは、家の前の街路樹の葉が落ちるから、街路樹も市役所から掃除に来てくださいと言う方がおられます。反面、家の周りのことは自分達でやるということがこれまで定着してきたわけですが、最近は、特に都会から来られた人は、「東京の何々区に住んでいたら、週に2回、区役所から家の玄関の前まで掃除に来た」とおっしゃいました。なおかつ「町内会費も安かった」と。「なぜ射水市に来て、こういうことをしなければいけないのか」というような話をされます。先ほど委員がおっしゃったとおり、地域振興会が中心になり、「いや、そうではなく、地元は地元で、地域は地域で守る」と、何とか自分たちの地域は自分達で守ろうということを一生涯懸命に話をするわけですが、ややもしますと、都会から来られた人の意見に賛同して他の人が流されつつある傾向にございます。ぜひその辺は対応していただきたいと思います。

保育所の民営化につきましては、ちょうど三ヶの西部保育園が民営化になりました。孫が行っておりますが、前の市営の時とはかなり違います。前の市営の時というのは、変な話ですが、地域振興会も一緒になって庭を造ったり、花壇を造ったり、草むしりをしたり、色々なサポートをしていたわけでございます。例えば、なかなか言いにくい話ですが、運動会の時でも、かなり皆さんの協力のもとにやっていたわけでございます。現在は、花壇や何かにつきましては、自分達でやっておられます。職員の数も少ないですし、まず、職員が若いです。非常にきびきびと対応しておられます。非常に父兄にも好評でございます。今、委員もおっしゃったとおり、保育士さんが不満を持たれるのは当然だというふうに思っております。採算がとれないから公務員でやるというのではなくて、差額については補助をするというような観点で行財政改革を進めていただきたいと思います。

あともう1つは、外部監査制度については、市民の目線ではなく、専門家の目線でチェックするということも、検討ということではなくて、近い将来導入するという気持ちで対応していただきたいと思います。以上でございます。

【部会長】

ありがとうございます。幾つかございましたが、お答えできる範囲でお願いできますでしょうか。

【市担当部局】

まず、委員の行財政改革についての市民理解ということを実施の中に入れるべきではないかというご意見だったと思います。この点につきましては、実は検討しております。私どもの結論といたしましては、行財政改革という施策を実行するための市民理解という一つの手段だと考えました。従いまして、この後、具体的な実施計画等の中で、市民理解の醸成という部分をうたっていきたいと考えていたところであります。

次に、保育園の民営化についてでございます。今ほど委員からは、民営化と半分半分ということと、採算のとれないような保育園については直営でいくということとございました。行財政改革サイドから申し上げますと、これで民営化を終えているつもりはございません。もちろん、この後も民営化というものについては進めていかなければならないという思いを持っております。その手段として、例えば先ほどおっしゃったような不採算、基本的には定員で80人から100人ぐらいの間の保育園が採算のベースになるわけですが、それ以下の定員のところについても、こういったような形をとっていけば、民営化という言い方なのか、委託という言い方なのかは別にしまして、担当課には研究するようにという指示は出しております。それと、私立の保育園につきましては、中途でお子さんが入ってくるわけですが、保育士1人に対して見られる子どもの数というのは法律で決まっておりますので、それを超えるわけにはまいりません。それを超えて預かるということになりますと、保育士を新たに採用する必要が出てきます。なかなか私立の保育園というのは、経営上、そのあたりの融通というのをきかせるのは非常に難しいです。それでは、途中から入って来られる方をどこが受け入れているかということになりますと、現時点では公立の保育園がそれを受けております。公立の保育園は職員の数は決まっておりますが、それに附随し、臨時の保育士や、あるいは時間給の保育士を入れ、そういったお子さん方の需要の増大した部分について対応しているという現状であります。従いまして、全部の保育園を民営化してしまった場合に、今ほどの問題というものを今度は解決していくための制度設計というものが必要になってまいります。その辺りは、今後の新しい計画の中で、これは総合計画ではなく、幼保一体化の絡みの計画の中でも出てくるかもしれませんが、そういった部分については、担当課とこちらとも綿密に打ち合わせをしながら進めていきたいという思いであります。

【部会長】

外部監査導入の件がございましたが、それはいかがでしょうか。検討ですか。

【市担当部局】

これにつきましては、現在義務づけられておりますのは、富山県と富山市という状況でありまして、他市におきましては検討中という状況であります。例えば、近くで言えば富山市の状況等をもう少し詳しく調査していきたいというふうに考えております。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。次回のところで反映できるところをまたご検討いただければと思います。それでは、第5部、第1章と第2章を通しまして、市民が主役のまちづくりとむだのないひらかれたまちづくり、第5部を通しまして、何かございましたらお願いいたします。

【委員】

今、民営化のことについてお聞きしたのですが、保育所に関わらず、できるものは全て民営化していただきたいと思います。民営化することによって活性化しますし、自分のところが請け負った以上は、みんな一生懸命になると思います。ですから、何事においても、できるものに関しては全て民営化していただきたいと思います。

それともう1点、エアコンの件につきましては、子ども達の意見といたしましては、「職員室に行ったら、とても涼しかった」と、こういう意見を私達はよく聞きます。ですから、その点も頭に置いて色々考えていただきたいと思います。

また、私達はあいさつ運動というものもしているのですが、小学生は、最近はみんなやってくれています。中学生においては、服装の乱れが非行に走る第一歩だと思うのですが、10月に1カ所ですが中学生に少し服装の乱れた子がいたらしいのです。ある先生のところであったとのことですが、あいさつ運動というものについてぜひ次の時に、意見として言っていただきたいと民生委員の定例会の時に言っておられましたので、何とか取り入れていただきたいと思います。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。民営化の問題につきましては、色々なことを考えながら民営化は進めないといけないと思いますので、全体を通してその問題についてはまたご検討いただきたいと思います。

【委員】

今、あいさつ運動のことも言われましたが、私どもも、例えば小杉地区の中学校や小学校と色々なことで交流をしております。学校は、人権集会など、色々なことを真剣に取り

組んでおられます。子ども達のその取組を地域の人知らないということは、非常に大きなギャップだと思っています。例えばケーブルテレビで、今度学校へ入る子ども達が1人ずつしゃべったり、色々なことが放送されておりますが、学校の人権問題や学校の取組を広報もいいですが、ケーブルテレビか何かで紹介してあげればいいと思っています。学校はそれぞれ考えて、先生方は非常に苦労して努力して、人権週間やあいさつ運動など色々なことをやっておられます。こんなことをぜひ市民の人に、地域の人に活動を知っていただきたい。いじめ問題等色々なことがあります、親がまず学校のやっていることを知る、地域の人を知ることが非常に大事だと思っております。ケーブルテレビか何かを通じて、学校の真剣な取組をぜひ流してあげてほしいと思いますので、できればよろしくお願いたします。

【市担当部局】

学校の取組につきまして、温かいお言葉をいただいたというふうに思っております。学校が地域の皆さんのご協力を得ながら、そして子ども達には、地域に生きる、将来の射水市を背負って立つ人材であるということを目覚めさせるような格好で取組をしております。様々な取組をしているわけですが、地域の方々から協力をいただければいただくほど、委員がおっしゃったように、学校が何をしているかということをご知らせすることをやっていかなければいけない状況になっております。これまでは、学校だよりなど、紙ベースでやっておりましたが、それだけではなく、様々な集会などの機会にご紹介する、それから今ほどご提案のあったように、ケーブルテレビ等をもっと活用するなど、これからも色々工夫していかなければならないと思っております。ありがとうございました。

【部会長】

今おっしゃったことを中心に、また地域と学校が密接に関われるような取組をお願いしたいと思っております。

【委員】

射水市が合併して、あまり協調性がないということなのですが、新庁舎ができた時に、地区割りというもの、もっと言えば、校区割りというのを何かお考えになっておられますでしょうか。それを中心に、もう一度地区割り、校区割りをしないと、今ある各市町村の独立性というのはずっと続いていくような気がします。そういう点を何か考えておられるのかお聞きしたいのですが。

【市担当部局】

学校区を割るといことでしょうか。

【委員】

私は下村に住んでいますが、旧新湊であっても新湊庁舎より、圧倒的に私どもの方が近いわけです。行政区域は、今はそうなっていますが、ただ校区やそういうもの、先ほどお話ししていた地域振興会も一つになった方がいいのでは、と思うところが私の身近な例としてあります。それを全市で見れば、例えば新庁舎をベースに、幾つに割るのかわかりませんが、もう一回何もないところからやらない限り、今までの大門地区、小杉地区などずっと続いていくのではないかと思います。そういう意味で、行政も本当に客観的な市政運営をやるために、こういう地域割りが理想ですよ、というものを少なくとも持っておいて、それに近づけるようにしていかない限り、今までどおり、下地区、大門地区、小杉地区ということで、祭りなどの行事も住民文化も、そういうものはずっと続いていくのではないかと思うわけです。その一つのきっかけが、なかなか建たない新庁舎をベースに、もう一回、本当に射水市の地区割りというか、校区割りというか、それは人口等、色々なものもあるかと思いますが、そういったものも見据えて理想像を市としては作っておいて、3年後になるのか2年後になるのかわかりませんが、新庁舎ができた時に、そういうものを何となく打ち出せるようにしておくというのが一つの市役所としての考え方ではないのかという気がするのですが。

【市担当部局】

射水市全体の区割りとして、旧市町村単位であったり、あるいは自治会単位であったり、学校区に関してもおっしゃっているのだと思いますが、学校区につきましては、議会において、今委員がおっしゃったように見直しをすればいいのではないかというような話が出ております。旧市町村の行政区が取っ払われたことによって、確かにこれまでの学校よりもすぐ近くに学校があるのでは、というようなことで見直しをしてくれないかという意見は確かにあるのですが、自治会といったものが基にございますので、場合によっては、自治会を割るような事例も出てきます。そういった点で、自治会運営の面で難しい問題があり、一つ踏み切れない大きな課題であると思っております。問題意識としては持っているということでございます。学校区についてということで、私からは以上でございます。

【市担当部局】

今、庁舎の話も絡みとして出ましたので、庁舎担当の部署として一言お話しさせていただきます。旧の5市町村には各庁舎に行政センターがあります。そこではかなり手厚いサ

ービスをしております。ただ、新庁舎ができますと、まず大島がなくなりますし、他の4つの庁舎も行政センターではなく、かなり縮小し、窓口サービスのなものしか残さない予定であります。そういった意味では、現在の行政センターは、それぞれ旧5市町村の地域振興会なり自治会なりの窓口的な色々な仕事もしているわけですが、それもなくなるだろうというふうに思っております。それがきっかけで、ある程度は旧5市町村の意識はとれるのではないかという期待をしております。ただ、委員がおっしゃるのは、もっと行政が突っ込んで、新たな見直しの区割りを考えたらどうかということだと思いますが、まだそこまでは考えておりません。今のところ、正直言いますと、27の地域振興会が、それぞれこれまでの歴史もあつたりなど、色々な経過がありますので、まずそこで、地域のために地域振興会でそれぞれ取組をしていただければありがたいと思っています。また、その中の経過において、今後見直したらいいのではないかという空気が出てくれば、そこでまた、新たに考えていきたいと思っております。

【部会長】

今後の検討課題という形でここに入れていただくか、実際に検討していただくかということをお願いしたいと思います。

【委員】

もう一つよろしいでしょうか。先ほど、男女共同参画のところ、意識という話をしていたのですが、「職員の意識改革・育成」のところ、「人材育成基本方針」、「人事評価制度」と書いてありますが、ここに「男女共同参画基本計画」も文章として少なくとも入れておいた方がいいのではないのでしょうか。いわゆる女性幹部職員の育成を何となくにおわせるような言葉をどこかに入れておいてほしいという気がします。

【部会長】

職員の意識改革のところでしょうか。

【委員】

そうです。例えば「人材育成の充実」に、「人材育成基本方針」がありますが、ここに、男女共同ということが書かれているかどうかわかりませんので、もし書いていないとすれば、「射水市男女共同参画基本計画に基づき」という言葉も入れておいたらどうですかという意見でございます。

【市担当部局】

今おっしゃっているのは、さきほどお話として出てきた、ここにいる幹部職員の中に女

性職員が全くいないことかと思えます。これは、結果という形で、今、出てきておるわけでございます。私どもといたしましては、人事評価制度を取り入れております。その中では、男女の区別というものは全くありません。また、能力を評価するということですので、その部分については、男女共同という言い方もできると思えます。ですので、実際問題、職員の登用についての考え方としては、特段女性を大事にしなければならないですとか、大事にしていないという考え自体が全くないということでもあります。

【委員】

建前はわかりますが、ここにいる40人ぐらいの幹部の方がおられる中に女性が1人もいないというのは、結果が全てではないでしょうか。何らかの強制措置をしない限りだめだというような感じはするのですが。例えば、普通の民間企業でも、役員の何割かは女性役員にこなさいというようなものがあるわけです。それを考えると、公的機関である市役所がそれに近い数字になっていないということそのものが、一つはおかしいのではないかとというのが私の意見です。

【市担当部局】

例えば民間の役員の場合は、逆に言うと外部から持ってきてもいいわけです。市の職員の場合は、まだ外部登用というところまでは至っておりません。あくまでも内部から登用している結果ということになっており、これもあくまでも現在の結果ということで、10年後には、委員がおっしゃるように、3割程度の職員がなっているかもしれません。それを総合計画の中で確約という形で記載するのは、少し難しいという思いであります。

【部会長】

色々ご議論はあると思えますが、今の話をどこまで盛り込めるかというところで、またご検討いただければと思えます。

時間の関係もありまして、大体これで一応全終了させていただきたいと思えます。

本日、委員の方々からご意見やご指摘などをいただきましたので、事務局で、次回の時までに基本計画素案への反映についてご検討いただきたいと思います。

前回の部会と同じように、今日の配付資料の中に、「総合計画審議会第2回部会におけるご意見、ご提言などについて」という用紙がありますので、今日まだ言い足りないところもあるかと思えますので、ぜひここに書いていただいて、Eメールあるいはファクスでもよろしいですので、提出していただければありがたいと思えます。

5 その他

- ・次回の部会の日程について

【部会長】

それでは、次第の5「その他」でございますが、事務局から今後の日程についてご説明をお願いいたします。

【事務局】

ただいまは、委員の皆様から本当にたくさんのご意見等をいただきまして、ありがとうございました。今日いただきましたご意見等を踏まえまして、今ほど部会長が申しましたように、次の部会で基本計画等の修正等を行い、お出ししたいというふうに思います。

なお、日程でございますが、第3回目の部会を12月初旬に開催したいと考えておりまして、未来部会につきましては、12月2日の月曜日、午後2時からという形で現在予定しております。部会長と再度この日程でよろしいかの確認をとりまして、改めて委員の皆様にはお知らせしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

6 閉 会

【部会長】

それでは、本日の総合計画審議会第2回未来部会、これをもって終了させていただきたいと思っております。委員の皆様には、建設的なご意見、ご提言をいただきましてありがとうございました。次回もまたよろしく願い申し上げます。どうもありがとうございました。

射水市総合計画審議会 第2回安心部会

会 議 録

平成25年10月31日(木)

射水市総合計画審議会 第2回安心部会

日 時：平成25年10月31日（木）午後1時30分～

会 場：射水市中央図書館2階会議室

【議事日程】

- 1 開 会
- 2 部会長あいさつ
- 3 射水市総合計画審議会第1回安心部会会議録の確認について
- 4 射水市総合計画基本計画素案について
- 5 その他
 - ・次回部会の日程について
- 6 閉 会

〔敬称略、順序不同〕

【出席者】

< 委 員 >

部会長 盛 光 文 雄（射水市社会福祉協議副会長）
大 角 誠 治（射水市医師会会長）
岡 田 敏 美（富山県立大学地域連携センター所長）
小 杉 雅 美（公募委員）
渋 谷 英 昭（公募委員）
新 中 孝 子（射水市地球温暖化対策推進市民会議）
中 川 由紀子（新湊地区地域審議会）
中 島 稔（射水警察署長）
野 村 良 範（射水市消防団長）
山 崎 京 子（射水市母親クラブ連絡協議会長）

< 行政部局 >

寺 岡 伸 清（市民環境部長）	渋 谷 俊 樹（福祉保健部長）
麻野井 英 次（市民病院長）	安 田 秀 樹（市民病院事務局長）
島 孝 之（市民環境部次長）	坂 木 猛（福祉保健部次長）
笹 本 清（市民病院事務局次長）	竹 谷 進（消防本部次長）
島 木 康 太（総務課長）	松 本 正 志（市民・保険課長）
栗 林 正 之（生活安全課長）	島 崎 靖 夫（環境課長）
谷 口 正 浩（社会福祉課長）	泉 良 政（長寿介護課長）
川 室 克 司（子育て支援課長）	板 山 浩 一（健康推進課長）
島 崎 真 治（都市計画課長）	津 田 泰 宏（道路・河川管理課長）
前 川 信 彦（下水道工務課長）	中 波 博 英（上水道工務課長）
北 密 昇（市民病院事務局経営管理課長）	尾 山 伸 二（学校教育課長）
野 谷 正 実（消防本部総務課長）	富 田 光 男（消防本部防災課長）
荒 谷 祥 樹（建築住宅課市街地整備班長）	吉 野 清 範（生涯学習・スポーツ課主幹）

事務局

明 神 栄（市長政策室次長）	一 松 教 進（政策推進課長）
中 川 一 志（政策推進課長補佐）	助 田 綾 乃（政策推進課主任）

笹川 栄 司（政策推進課主任）

笠間 正 和（政策推進課主任）

竹口 亜 希（政策推進課主事）

1 開 会

【事務局】

皆様おそろいですので、ただいまから射水市総合計画審議会第2回安心部会を開催いたします。

本日の会議の出席者につきましては、お手元の席次表のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速会議に入ります。部会長様、よろしく願いいたします。

2 部会長あいさつ

【部会長】

皆さん、ご苦労さまでございます。先だって、第1回目は8月1日だったと思いますが、それに引き続いて今日は第2回目ということで、皆さん、お忙しいところお集まりいただきました。本当にありがとうございました。

第1回目では、基本計画の「現況と課題」について皆さんの貴重なご意見をいただきました。それをもとにしながら、事務局で、皆さんに既に配ってあると思いますが、総合計画基本計画素案が提示されております。今日はこのことについて、前回の「現況と課題」はもちろんのことでありますが、その他に「将来の姿」や「目指す方向」、「施策の内容」等も含めて提案がなされておりますので、そこを中心にして今日は協議をしていただきたいと思っております。

私たちの安心部会は多岐にわたって問題がありますが、皆さんのご意見をいただきながら、向こう10年間を見通した計画になればいいなと思っておりますので、協力をよろしく願いいたします。

3 射水市総合計画審議会第1回安心部会会議録の確認について

【部会長】

最初に、皆さんのお手元に第1回の会議録が来ていると思います。そのことについてまず皆さんから了承をいただきたいと思いますが、何かご意見はありますか。

【事務局】

事務局のほうから少しご説明をさせていただきます。お手元に資料1といたしまして、第1回の各部会の会議録が提出されているかと思えます。安心部会につきましては、この会議録の真ん中のほうにあるかと思えます。第1回の安心部会につきましては、今ほど部長がおっしゃいましたように、8月1日に小杉庁舎で、部長他9名の委員の皆様の出席で開催したところでございます。そこで、4ページから42ページまでの間に会議録の内容を記載しているところでございます。委員の皆様には事前に一読されていることと存じますが、何か修正等ございましたらここでご発言をいただきたいと思えます。なお、この場だけでなく、帰られてから、ちょっとこの部分はという部分がございましたら、来週の7日木曜日までに事務局までご連絡いただければ大変ありがたいと思えます。また、会議録の公表に当たりましては、審議会の運営要領に基づきまして、氏名を記載せずに公表するというようにしておりますので、これもあわせてご確認をよろしくお願ひしたいと思えます。

【部長】

皆さん一読なさって、会議録のことで何かご質問、ご意見はありましようか。

(質疑なし)

【部長】

特にないようであれば、会議録は了承されたということでもいいでしょうか。

(異議なし)

【部長】

どうもありがとうございました。

4 射水市総合計画基本計画素案について

【部長】

それでは、今日を中心であります総合計画基本計画素案についてこれから話を進めたいと思えます。前と同じように、最初に事務局から説明していただいた後、皆さんからご意見をいただくという形で進めたいと思えますが、大変たくさんありますので、幾つかの節ごとにまとめて、大体章単位で提案をいただいて皆さんからご意見をいただくという形で進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。それでは、事務局、よろ

しく願います。

【事務局】

それでは、資料2の総合計画素案について、中身を説明させていただきます。この素案については、今ほど部会長からもありましたとおり、時代の潮流、社会情勢の変化、それから前回協議いただきました「現況と課題」等を踏まえまして、事務局で案として作成したものであります。それとあわせまして、参考資料2というものが配付されていると思います。これにつきましては、前回の部会において委員から出た主な発言、ご意見等について、この計画の素案の中にどのようにして盛り込んだのか、または対応したのかというところを一覧で部会ごとに載せてあります。これについても、一読か確認していただいているものとして、内容については説明いたしません、それぞれの施策の中で意見等があればいただきたいと思っております。

それでは、具体的な中身に入っていきたいと思えます。安心部会は、資料2の53ページからになります。53ページには、全体的な安心部会の体系図を示しております。左から部、章、節、細節としております。それから54ページ、55ページをお開きください。ここについては、今までよりもっと詳しく、部、章、節の他、もっと細かいもので細節、それからもっと細かい施策ということで細々節ということで体系づけております。これについては、今から説明いたします「施策の内容」を一覧表にした形でまたご確認いただければと思っています。

それから、参考資料1をお願いいたします。これは、今ほどご説明いたしました体系図について、新と旧、見直し前と見直し後でどうなったかについてまとめたもので、安心部会については中段になります。左側が見直し前の体系図、右側が見直し後の体系図ということで修正を加えております。基本的には、節の文説明についてはわかりやすく端的にしてあります。体系で組みかえたところについては、灰色に色塗りしてありますが、主なところについて説明させていただきます。まず旧体系の1の1の(1)子育て支援の推進ということでそこにあげておりますが、これについては、右側の矢印の方を見ていただきたいのですが、「豊かな心を育み誰もが輝くまち」の「元気な子どもを育むまちづくり」ということで、第1部に移行しました。第1部には何があるかといいますと、そこをずっと右側の一番上に上がっていただきたいのですが、「元気な子どもを育むまちづくり」ということで、要は学校教育とか子どもたちと一緒にくくりにしたということでありまして。それから、第1部の下のほうに、医療体制の整ったまちづくりということで、市民病院の関係の節があ

ります。その旧体系の3番と4番については、病院の経営的などところで1つにまとめて、「発展性のある市民病院の運営」というふうに体系を整えました。それから下の段ですが、「第4部 快適で安心して暮らせるまち」につきましては、「第4章 安心して暮らせるまちづくり」の「第1節 暮らし安全なまちづくりの推進」、これについては、そこに従来あった消費者対策については、新体系の一番下のほうを見てほしいのですが、「第5節 消費者対策の推進」ということで新たな節を設けたということでもあります。

それから、旧体系に戻りますが、「安心して暮らせるまちづくり」の「第3節 暮らしを守る体制の充実」、ここについては、従来、消防・救急体制の他、国民保護計画といったような施策が入っていましたが、変更後、見直し後については、「第3節 消防・救急体制の充実」ということで消防に限定いたしました。それで、国民保護計画等につきましては、命を守る、消防以外に関連している人を守るということで、「第2節 防災・減災対策の推進」につけ加えております。以上が主な変更内容についてであります。

それでは、体系図を今説明いたしました。各々の施策に入っていきたいと思っております。56ページをお開きください。まず説明に入ります前に、構成について若干説明をさせていただきます。まず56ページの一番上、節の名称が「子ども・子ども支援の推進」ということで、こちらにはまず節名を付記しております。その下の「将来の姿」については、10年後の市民生活の目指すべき姿を示したものとなっております。その次の下の「現況と課題」については、前回の部会でご議論いただいたもの等を記載しております。その次の下には「現況と課題」に関する色々なデータ等を載せております。それから、57ページの「目指す方向」については、「将来の姿」を達成するための取組の方向性を示しております。それから、議論の中心になるかと思いますが、その下には「施策の内容」ということで記載をしております。これについては、一番上から第1、数字の1、(1)(2)、アイウという形で、一番大きなくくりから下に行くほど具体的な事業について示しているということでもあります。それから、57ページが一番下、56ページもそうですが、わかりづらい文言については注釈をつけています。これが主な構成で、構成については見直し前と変わっておりません。

それでは、内容に入っていきたいと思っております。基本的には、見直し後の主な内容について説明をさせていただきます。では、1番目、「子ども・子育ての推進」です。まず現況におきましては、下から5行目になります。新たに、安心して子どもを生み育てることができるよう、「子育てと仕事の両立支援の強化」、「産後ケア体制の充実」、「ひとり親家庭への各種支援施策の充実」など、市民ニーズを踏まえた効果的な子育て支援施策をさらに強

化するとともに、社会全体で「子どもの最善の利益」が実現される仕組みを構築していく必要があるとしております。

また、57ページ、「目指す方向」においても、上から2行目、「子どもの保護者、子ども・子育て支援に携わる人の意見を反映した施策を実施」するとしておりまして、ニーズを十分に踏まえ施策を実施することに重点を置いております。このことを踏まえまして、「施策の内容」については、第1の総合的な少子化対策の推進において、新たに1の(2)の工、「男女の健全な出会いの場の創出支援」をつけ加えております。58ページをご覧ください。「第3 子供に関する専門的な支援の充実」ということで、ひとり親家庭等への総合的な自立支援の推進、児童虐待防止対策の実施に取り組むとしております。

それから、59ページですが、「第5 経済的支援の充実」ということで新たなくくりを設けまして、「1 医療費事業制度の充実等」、引き続き取り組むとしております。

続きまして、「健康づくりの推進」です。60ページをお願いいたします。まず「現況と課題」におきましては、上から2行目、「個人の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、食生活や身体活動などの生活習慣が大きく変化している」としてあり、また「目指す方向」におきましても、1行目、「ライフステージに応じた健康づくりを支援し、「健康寿命の延伸」を推進する」としてあり、個々の状況に応じた健康寿命の取組に重きを置いております。こうしたことを踏まえまして、「施策の内容」についてですが、61ページをお願いいたします。新たに第2の「5 禁煙の推進と受動喫煙のない環境づくり」ということで、受動喫煙の観点から防止について記載しております。それから新たに「6 飲酒に関する対策の推進」ということで追加しております。

続きまして63ページをお願いいたします。「高齢社会対策の推進」です。これについては、「将来の姿」ですが、「高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で人生の最期まで、自分らしい暮らしを続けることができる環境整備が整っております」としておりまして、また64ページをお開きください。「目指す方向」ですが、ここにおいても、「住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムを構築する」としておりまして、地域包括ケアシステムに重きを置いております。「施策の内容」においても、このことを踏まえまして、64ページ、第1の「1 元気な高齢者への活動支援」、65ページの「2 社会参加の促進と生きがいづくり」、「3 介護予防活動の推進」ということで、それぞれ推進を図るとしております。また、66ページですが、「第3 介護サービスの充実」においての1行目、「住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体に提供できる地域での体制」、い

わゆる地域包括ケアシステムづくりを推進するとしております。以上であります。

【部会長】

「第1部 豊かな心を育み誰もが輝くまち」の中の第1章、そして「第2部 健康でみんなが支え合うまち」の第1章、この3節についての説明が今ございました。それでは、委員の皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

【委員】

61ページに射水市健康増進プランを平成22年4月に策定とありますが、この資料は本日は添付されていますでしょうか。つまり、そこに健康づくりの指標で何を支援していくのか、あるいは、体育館の整備や耐震化など、色々な補助制度が書いてあるのかと想像するのですが。

【部会長】

今おっしゃっているのは、「第1 健康づくり体制の充実」の3番目ですか。

【委員】

はい。

【市担当部局】

射水市健康増進プランでございますが、国の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」と、県のほうの「富山県健康増進計画」というものをもとにして作成しております。市民一人ひとりが望ましい生活習慣を実践し、心身ともに健康な生活を送ることができるよう、健康寿命の延伸ということで作成しておりますが、本日その計画はお持ちしておりませんが、内容については、それぞれの健康に関する施策、目標等を記載してございます。

【委員】

ということは、射水市民に何らかの、広報とか市のホームページを見るとそこに告知されているということですね。

【市担当部局】

はい。

【委員】

私はたまたま今日初めて知りました。射水市民ではないものですから。どうもありがとうございました。

【部会長】

他にないでしょうか。

【委員】

今のご説明によりますと、国と県が決めた基本的なガイドラインというのがあって、それに基づいて具体的な施策を立てているということですが、ほとんど並行的に書いてあるだけ、翻訳しただけなのか、射水市独自に、地域の特徴とか高齢化とか少子化とか環境を考えて独自に策定された部分がどこかにあるならば、そういうところは強調してアピールしたほうがよいかと思いました。

【市担当部局】

計画を作成するに当たりまして、市民にアンケートをとりまして、それに基づきましてそれぞれ、例えば栄養と食生活ですとか身体活動と運動とか、ここに出ております休養とこころの健康づくりとか、それぞれの施策に対して市独自に事業計画を立ててその成果を達成するように計画を立てております。

【部会長】

大体あって、実際に動いているのですね。他の委員の方で何かありますか。

【委員】

この前、串田地区を回ったのですが、だんだんと65歳以上がたくさん増えるということのを改めてグラフで見た時に私自身びっくりしました。57ページですが、第1の「1 少子化対策の推進」ということで、「仕事と子育ての両立支援」と書いてあります。「(1)市民、事業者、行政等が……」と書いてありますが、この事業者の中で、射水市の中で、例えば育児休暇をとりたいとか時短をとりたいとか、何かそういうことを行政から働きかけて、何か協力している射水市の会社というか、そういうところはたくさんあるのですか。「子育てに協力しましょうよ」という会社が射水市の中にたくさんあるのでしょうか。

【市担当部局】

今ほどの委員のご質問につきましては、企業が策定すべきものとして、次世代育成支援対策推進法に基づきました、一般事業主行動計画というものがあります。その中で、子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援するということを計画で定めて実行されることとなっています。それで、今は手元に数字がないのですが、計画の届け出率が、もうほとんど対象となる企業ではなされています。それで、個別の企業がどれだけ努力されているとかという特徴については手元に持っておりません。とにかく射水市を含めて、この次世代育成支援対策推進法に基づいて企業では努力されていると認識をしております。

【部会長】

そういう事業者、要するに会社というのは相当数あるということなのですね。

【委員】

ありがとうございました。

【委員】

2、3日前ですか、先週でしたかね、NHKの「クローズアップ現代」で、富山県出身の人がしゃべっていましたが、日本の女性の社会進出が大変難しい、世界の中で最も低いのだと。大企業は法律等でしっかり求められていて、かなりされているのですが、やはり地方の中小企業というのは経営が成り立たなくなってしまうので、今のままやっていると難しいのだと。だから非常に低い。事業主の経営者などに色々お聞きしても、やはり税金が高いとか法人税が世界でも高いとか色々なことがあって、企業が存続するためには、従業員の、特に女性の子育て中の方々の要望を満たすということは経営上難しいのだというような話は全国的にそうなのですが、射水市でもやはり色々な事業主さんの実情を聞いてみますと大変厳しいということだと思います。

ですから今、市の方から、「ちゃんとやっております、多いです。」という話は、実態をちゃんとつかんで言っていたかないと、射水市はいいのだということであれば胸を張って言えるのですが、射水市だけが例外的にいいとはとても思えないので、これは全国的な共通の課題であるので、やっぱり国の施策、今度税金も上がりますし、そういうところで、ですから、簡単に行政のレポートの中にちゃんとやっていますということではなくて、現実を直視していかなくては、何のためにこういう総合計画、つまり、こういう計画を立てるのはどこが問題点で、自分達だけでできる、企業独自でできる、できないものがある。ですから、行政がどう支援していけばいいのか。射水市という人口9万超の小さな市だけではできないこともありますので、富山県とか北陸全体でどうやっていくのかというような、新幹線が来てまたさらに人口がどうなるか予測が難しい状況の中で、行政が経営者と従業員の両方を守っていくのか、伸ばしていくのかという問題点をクローズアップして処方箋を考えていくというのが我々の仕事ではないかと思うので、やはり現実はちゃんと見たほうがいいかと思います。以上でございます。

【市担当部局】

委員ご指摘のとおり、先ほどの一般事業主行動計画につきましては、法律で決められた一定規模以上の企業についてのものでありまして、委員がおっしゃるのは、いわゆるそう

いう大企業ではなくて、それこそ中小のところも基本的には同じ対応を求められている。そのことについて、現状の把握と改善ということについてご指摘だろうと思っております。それにつきましては、市といたしましても、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供であったりとか育児休業制度の普及促進について、国、県とともに情報提供、そしてまた促進という形で対応していきたいと思っておりますので、そのことについてもこの総合計画の中で考えていきたいと思っております。

【委員】

射水市が別に怠慢だとかそういうことではなく、全体の共通の問題であるので、行政も経営者も従業員も共通の共有意識を持っていかなければいけない。そういう観点から申し上げます。

【部会長】

ありがとうございました。

【委員】

63ページですが、「将来の姿」、10年後はこうだというので、「高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で人生の最期まで、自分らしい暮らしを続けることができる環境が整っています」と書いてありますね。これを見て、何かいまいち、文章は格好よく出ているのですが、そしてその次の地域包括ケアシステムですが、「目指す方向」としては「地域包括ケアシステムを構築し」とあります。やはり住み慣れた地域で安心して生活を送る、死ぬのもここだという感じで一番いい方向なのですが、私、この前の時にも言っておりましたが、介護保険制度も一緒ですよ。平成12年にできましたが、私、あの時にも言いました。地域みんなで見ましようって、格好いいですよ。「さあ皆さん、みんなで見ましようね」と言いながら、負担は増えてきている。そういう現状が、今度また、「将来の姿」が、皆さんで住み慣れた地域で人生の最期まで、そこに住んでいる人たちみんなで見ましようねというのは、「うまくいくのか」と私は心配なのですが、どうでしょうか。

【市担当部局】

前回の部会でも委員さんにお答えしたと思うのですが、理想とする形とすれば、地域全体で高齢者の方を支援していくことが重要であるという大理念がございまして、少しでもその理想の形に近づけるように、地域全体の連携体制を市として支援しながら整えていければというふうに考えておまして、今後につきましてもそういったような施策を進めていきたいと思っております。

【部会長】

委員は、ここに確かに「環境が整っています」と言い切っているものだから、これはどうなのかという疑問だと思います。「将来の姿」ということで、こうなりたいという、そのためにどうすればいいかということがこの後のところに書いてあるわけですが、これで本当に「環境が整っています」というふうになるのかどうかという、そこがやはり一番問題です。でもやはり、「将来の姿」としてはこういうことをうたわざるを得ないということなのでしょいかね。

【市担当部局】

今ほど課長が申しましたように、「将来の姿」としては、理想と言いましたが、理想ではなくて、こういうことを本当に目指すということです。

今回新たにというか、この1番目で「元気な高齢者への活動支援」という、言葉から言ったら、「元気な高齢者」というのはちょっと上から見たような言い方をしていますが、そういう意味ではなくて、昨日もあるところで話したのですが、今65歳以上の人口が射水市に2万5,000人ぐらいいらっしゃいます。そのうち介護認定を受けていらっしゃる方は今5,000人ぐらいです。ということは、あと2万人の方が非常に、そういう意味ではお元気に生活していらっしゃる。したがって、こういう理想の姿を言う時に、この2万人の方が、ずっと元気で社会活動に色々と参加したり、あるいはその人たちが生涯にわたって色々なところへ顔を出す、参加する、活動する。こういう一方で、そういうシステムも作る必要があるだろうと考えておまして、「元気な高齢者への活動支援」という項目を新たに設けておまして、お互いが65歳以上、お年寄りの中でお互いが支え合うと。元気な人も少し介護が必要な人も、そういう皆さんで支え合う。むしろ、65歳以上の皆さん、65歳で引くのはどうかと思いますが、そういう意味では、そういう人が主人公の射水市を目指すということを考えていいということでもあります。

【部会長】

どうもありがとうございました。委員の皆さん、このところで他にありますか。

(質疑なし)

【部会長】

それでは先に進んでもいいでしょうか。

(異議なし)

【部会長】

どうもありがとうございました。それでは次のところ、「第2章 やさしさを支え合うまちづくり」について説明をお願いします。

【事務局】

それでは68ページをお開きください。「地域福祉の推進」です。まず「現況と課題」においては、主な変更点については上から3行目です。「住み慣れた地域で安心して生活し続けたいというニーズは高く、地区社会福祉協議会が組織化されるなど、地域の支え合いに向けた取組は始まっており、その活動の一層の促進が求められています」ということで、より地域で支え合う仕組みづくりの取組をキーワードとしています。こういったことを踏まえまして、69ページになりますが、「施策の内容」におきまして、第1の1の「(1)社会福祉協議会等との連携」において、それぞれ、ア、イになりますが、地区社会福祉協議会と連携した福祉活動の促進とか自立支援を新たに取り組むということであります。また、第2の1の「(1)安全で暮らしやすい環境づくり」におきまして、既に取り組まれておりますが、災害時要援護者登録やいのちのバトン事業の充実ということを新たに追加しました。それから、69ページの一番下、地域活動の促進ということで、ケアネット活動の充実ということを新たにあげております。

続きまして71ページ、「障がい者福祉の充実」です。主な見直し箇所につきましては、「現況と課題」の下から3行目、「また、平成28年度には「障害者差別解消法」の施行が予定されるなど、障がい者の希望を尊重して、可能な限り身近な場所で日常生活を送ることができる社会づくりを推進する必要がある」としております。こうしたことを踏まえまして、72ページをご覧ください。将来の「目指す方向」においても、「住み慣れた地域とか身近な場所で必要な支援」ということで、身近な地域における社会参加を促進するということがキーワードとなっております。また、今ほど言いましたように、障害者差別解消法の施行などによりまして、より人権尊重に重きを置いたものとなっております。こうしたことを踏まえまして、73ページの一番上になりますが、施策の第1の「3 障がい者に対する理解の促進」ということで、障がい者差別解消・啓発活動の推進を行うということにしております。

続きまして、74ページをご覧ください。「社会保障の充実」です。この節の内容につきましては、市の特別会計ですが、各種保険制度についての内容、取組について記載をしています。75ページの中ほどに「目指す方向」がありますが、この中に、介護保険制度、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、国民年金制度、こういったものについて、重要な

公助システムであるから周知・啓発に努めていく。それからまた、「保険制度の適正な運営と財政の健全化を図る」としています。これらを踏まえまして、「施策の内容」については、75ページの下の方から76ページにかけてそれぞれの保険事業ごとに記載しておりまして、中身については当然適正な運営ということの内容で記載をしています。それから新たに、77ページになりますが、「第5 生活援護の充実」ということで、特に生活保護の申請件数等も高どまりしておりまして、「3 生活困窮者に対する自立相談支援体制の構築」といったことについて力を入れていきたいとしています。以上です。

【部会長】

どうもありがとうございました。それでは、委員の皆さんから質問、ご意見をいただきたいと思います。68ページですが、第1節の「将来の姿」に「福祉コミュニティが形成されています」という言葉がありますが、これは福祉コミュニティという、そこに書いてある高齢者、障がい者、子ども等を地域ぐるみで支え合うという姿を言っているのだらうと思います。福祉コミュニティについて、そういう何かイメージされた概念みたいなことについてお話はありますか。大体おわかりだらうと思うのですが。

【市担当部局】

今、部会長さんから言われたとおり、福祉コミュニティ、基本的にはコミュニティづくりでありまして、お互いが支え合う地域づくりです。つまり、子どもからお年寄りまで、今言われたように、みんなが住み慣れた地域で生活する、障がいを持った方もお年寄りも子どもも、そういう地域、社会を目指そうということを言っています。行政が支援するだけではない、あるいは隣近所だけではない、地域全体でお互い支え合うと、そういうコミュニティづくり、これを一般的に「福祉コミュニティ」という言い方をしているわけでございます。

【部会長】

先だって、ある話の中に「福祉のまちづくり」という言葉で語られていたのですが、それとよく似たようなことだらうと思いますが、そういうことでいいですね。

【市担当部局】

はい。

【部会長】

他に皆さん何かないでしょうか。

【委員】

金沢駅へ行きますと、電車から降りて改札の方へ出ていく時にトイレがありまして、右にはトイレ、奥には男性トイレ、最初はうるさいなと思っていました。実際、非常に役立っているということがあります。今後、大門駅とか小杉駅とか、あれはJRがやる仕事になるのかもしれませんが、市民が通行する上でああいう便利なものは、自治体とJRなり色々ところが協力して、点字なども作るとか、そういうハード面での整備も、あったほうが、お金がかかる話ですが、考慮が必要だという感じがいたしました。

【部会長】

他に何かありますか。

(質疑なし)

【部会長】

もしないようでしたら、先に進んでもいいでしょうか。

(異議なし)

【部会長】

結構たくさんありますので、あまり1つのところに時間が取れないものですから、それでは次のところに移りたいと思います。「第2章 医療体制の整ったまちづくり」ということで、3節になっておりますので、そこをお願いいたします。

【事務局】

それでは、78ページをお開きください。「医療体制の充実」です。まず「現況と課題」において、新たな変更点としては、下から2行目になりますが、「災害医療の体制としては、市民病院・医師会及び災害拠点病院のネットワークを強化し、自然災害や事故災害に対応できる体制を構築する必要がある」としてありまして、こういったことを踏まえまして、「施策の内容」におきましては、79ページになりますが、「第3 災害医療体制の構築」というものを新たに追加しまして、関係機関との連携強化を図るとしてあります。

続きまして、80ページになります。「市民病院における質の高い医療の提供」です。主な見直し箇所としましては、「現況と課題」になりますが、上から5行目、「救急医療体制の強化と高度専門病院との医療連携、特色ある医療機能の提供、高齢者疾患にも対応できる慢性期医療体制の充実、予防医療の推進を、地域の医療機関や介護・福祉施設と連携し推進していかなければならない」というふうにしてあります。またあわせて、その下になりますが、「大規模災害に備えて、市民病院が市内の災害医療の中心的施設として機能できるように診療棟を耐震整備し、災害対応体制の充実に努める必要がある」というふうにし

ております。こうしたことを踏まえまして、「施策の内容」におきましては、81ページになりますが、一番上、第1です。今回新たに、「救急医療体制の充実と高度専門病院との医療連携の強化」ということをあげております。特にその2番目、「高度専門病院との医療連携の強化」ということで、大学病院との人的交流とか紹介、逆紹介の推進、それから共同研究及び教育の推進を考えております。その下の下、「第3 地域医療・高齢者医療の連携・推進」ということで、今ほど問題も提起しましたとおり、高齢社会に対応できる医療機能を行政及び地域の医療・介護・福祉機関と連携し推進していくとしておるところであります。また、82ページをご覧ください。新たにつけ加わったところではありますが、「第5 災害対応体制の充実」ということで、施設の耐震化整備、防災訓練による対応能力等の向上について取り組むとしています。

続きまして、83ページをご覧ください。「発展性のある市民病院の運営」です。これについては、先ほども全体図の中で説明しましたとおり、患者満足度の向上、病院の経営のことについての2つの節がありました。今回ここを1つにして、「発展性のある市民病院の運営」ということで、経営的な視点に立った節の構成、内容となっています。主な変更点としては、「現況と課題」の上から5行目です。「発展性のある病院運営に最も重要なことは、人の集まる病院組織を作ることです」としてありまして、それから2行下になりますが、「病院の理念と基本方針のもと、病院の機能・情報を総合的に分析して戦略をたてる総合企画室を設置し、ここから発信される方針を組織全体が共有し、協力して病院運営に参画する組織風土を醸成することが肝要です」としています。こうしたことを踏まえまして、施策内容ですが、84ページ「第1 経営健全化の推進」の1の「(1) 総合企画室の設置・運用」に取り組むとしています。また、「第2 魅力ある病院運営」において、その文章の1行目の中ほどですが、「人材育成のための施策を強化して有能な人材を確保し、個人の能力が発揮できる組織運営を推進します。また、市民に対してひらかれた病院として、診療だけでなく健康維持や疾病予防など多目的に病院を利用できる環境づくりを整えます」としてありまして、以下、各種施策についてあげております。以上です。

【部会長】

それでは、説明が終わりましたので、委員の皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

【委員】

「大規模災害」と書いてありますが、82ページを読めば地震を想定されているのかと思

います。災害は色々なものがあるのですが、射水市として特に懸念される災害としてはどのようなものでしょうか。呉羽断層があり、地震の被害想定度ですが、どれほど注意すべきか。地震だけにとらわれていると、その他の想定外の災害もあり、こういった災害を大規模災害として想定されているのか、また、それに対する対策がどう施策の中で検討されているのか教えていただければと思います。

【部会長】

「地震等の大規模災害」と書いてありますから、地震の他にまだそういうものを考えているのだらうと思いますが、そこも含めて今の質問に対してお答えをお願いします。

【市担当部局】

主にこの災害というのは震災です。今年度から3か年の計画で病院を改築する予定ですが、その時は震度7に対応した病院ということで整備を考えております。地震以外でございまして、水害ということも考えられます。水害に対しては、設置、地面のG Lから60センチ程度高くしまして、今のところ水害とか津波とかそういったものに対応できる設計で考えております。

【部会長】

どうもありがとうございました。他に何かご意見ないでしょうか。

【委員】

82ページに「第5 災害対応体制の充実」と書いてあります。3番まではなるほどと思えます。ただ、例えば今、伊豆大島のニュースを見ていますと、災害に発する病気というのは失礼なのですが、伝染性のものが出た時に、どういうふうな組織でどう対応するかという部分もあったらいいと思うし、それは市民病院でしたらどういうふうな、例えば災害があった時に伝染性のものが蔓延したらどう対応していく予定か、聞かせていただければと思います。

【市担当部局】

確かにどういう感染が蔓延するかということはちょっと想定がつかないのですが、衛生状態が非常に悪くなりますので、そういう問題は当然起こってくると思いますが、高岡の厚生センター射水支所から常に感染情報が我々に入ってきてまいりますので、そこと連携して、例えば病院、前は鳥インフルエンザとか、新型インフルエンザとかの問題がありましたが、感染に対応できるようなところをすぐ設置して、病院の外に感染対策のものを設置して対応するとしておりますし、今回、病院の診療棟を改築するに当たりまして、その様な感

染に対して別のところで診察ができるような施設も一応持っておりますので、厚生センター、他の病院とも連携して対応していこうと考えております。

【部会長】

どうもありがとうございました。今の質問なのですが、事務局として、この災害対応体制の充実という中に今のような意見を入れる必要があるようにも思うのですが、どんなものでしょうか。伝染性のものが災害と一緒に起こった場合にどう対応するのかと。

【委員】

入れたほうがいいですね。それとちょっと関連して、射水市の場合は、幸い富山全体がそうですが、雨量が1時間に300ミリとかそういう大きな雨に現在のところ遭遇していないわけです。ですが、いつ何どきそういうことになるかということは考えられるわけですから、例えば1時間に300ミリぐらいの雨が降った場合にどこへ避難すればいいのか、そういったことは全部シミュレーションか何かを作って想定されているのでしょうか。教えてください。

【部会長】

今、医療体制の充実ということでもありますので、今言われた意見はまた他のところと関係あるのかもしれませんが、何かありますか。

【市担当部局】

今ほどの質問については後ほど防災のほうで出てまいります、とりあえず、今おっしゃった想定以上の雨の場合の体制ということですが、最近、伊豆大島の件で非常に言われておりますが、射水市としても市民に周知したり、そういう体制は職員行動マニュアルというものを定めまして取り決めしております。以上でございます。

【部会長】

これはまた、後のところにします。他にはどうでしょうか。

【委員】

私は、災害対応体制の充実の中の2番目の防災訓練による対応能力の向上、これを一番重要視していただきたいなと思います。私たち市民は医療的な専門のことは何もわかりません。それは専門の方にお任せするというので、起きた時に適切な対応をしていただける、そういう対応能力の向上に努めていただきたいと思います。治療を受けている方たちが安心した状態になるように対応していただきたいと、ただそれだけ願っております。

【部会長】

ありがとうございました。

【事務局】

先ほどございました感染症に対する対応ということで、素案の62ページの「健康づくりの推進」の中に、感染症の予防ということで1項目あげております。その(3)では、感染症危機管理体制の整備という形で、市としては災害本部と同じような形の組織立ても考えていますので、どのような感染症が出るかわかりませんが、その様な場合に当たっては、こういった組織立てでもって対応するというところでございますので、1つにはここで読み切れるのかと思います。ただし、病院の中でその感染症に対してどうするかということにつきましては、これはちょっとお時間をいただきまして、病院とも少し検討させていただくようにしてまいりたいと思います。

【部会長】

ありがとうございました。62ページの感染症の予防の最後、3番目にそのことについて触れられていると。そこで対応できるだろうということだと思います。他にないでしょうか。

(質疑なし)

【部会長】

それでは、先に進んでもいいでしょうか。

【市担当部局】

先ほどの病院における災害時の救急対応に関しては、一応我々病院も、毎年災害を想定した時の救急搬送の訓練を行っておりまして、これは毎年、去年は2回、市全体のところにも参加しましたし、病院独自に丸一日かけて、講師を招いて、救急搬送に対して病院がどう対応するかということもトレーニングして、できるだけこういうものに我々が対応できるような能力をつけていくことを今後も続けていきたいと考えております。

【部会長】

どうもありがとうございました。それでは、先に移らせていただきます。「第4部 潤いのある安心して暮らせるまち」、「第1章 自然と共に生きるまちづくり」と「第2章 快適で利便性の高いまちづくり」、この3節について説明をしていただきます。

【事務局】

それでは、86ページをお開きください。「環境保全の推進」です。主な変更点等につきましては、「現況と課題」です。下から3行目になりますが、「環境基本計画に基づき環境

施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります」としております。また、「環境の保全及び創造に対する市民の理解や意識の高揚を図るため、環境教育を推進していく必要がある」としております。こうしたことを踏まえまして、「施策の内容」におきましては、特に新たなところは、87ページになりますが、上から2行目、「1 環境基本計画の推進」、それから「2 環境保全意識の高揚、啓発等」について取組をするとしております。それから、この施策については、86ページになりますが、「第1 環境保全及び創造に向けた取組の推進」、それから「第2 生活環境保全対策の推進」、それから「第3 自然保護対策」ということで、環境の3つの視点から成り立っており、これについては、見直し前の節の名称については「自然環境保全の推進」でしたが、こういった3つの視点で、広義な意味で、「自然」を削って「環境保全の推進」と節の名称を変えました。

続きまして89ページ、「循環型社会の構築」です。「現況と課題」について、主な変更点、新たに追加したところについては、上から4行目になりますが、「東日本大震災、福島原発事故を受け、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりのため」としてありまして、段落の最後のほうですが、「再生可能エネルギーの導入促進が課題とされています」としてあります。それからその次の下ですが、「また、循環型社会の構築に向けては、更なるごみの減量化及びリサイクルを進めるため、使用済小型家電の分別、収集方法について検討する必要があります」としてあります。こうしたことを踏まえまして、施策においては90ページをお開きください。昨今の市民の環境負荷低減に対する高まりを踏まえまして、90ページの施策の第1の「2 再生エネルギーの導入・促進」ということで、「(1) 太陽光・風力発電等システムの普及促進」、「(2) 省エネルギー機器の導入・促進」、「(3) 新エネルギーに関する調査・研究の推進を図る」としてあります。それから新たに、「第2 再資源化の推進」というところの「2 家電リサイクルの推進」ということで、使用済小型家電リサイクル等の推進を図っていくこととしてあります。

続きまして、93ページをお開きください。「公共交通網の整備」です。ここについては、全体としては、「現況と課題」等も踏まえまして、北陸新幹線の開業、並行在来線、こういったもので公共交通を取り巻く環境が大きく変化することから、基本的には、市民の生活の足としての安定的な運営、体制の構築に重きを置いた形になっているところであります。こうしたことを踏まえまして、「施策の内容」については94ページをお開きください。「第1 誰でも利用しやすい持続可能な公共交通網の構築」としてあり、ここにおいては、コミバス、並行在来線のあいの風とやま鉄道、それから万葉線の維持というような形で、そ

それぞれの公共交通機関についての安定的な持続可能な施策について記載しているところがあります。それから、95ページの「第2 快適な公共環境の整備」ということで、新たに取り組んでいこうとするところとしましては、「1 公共交通の利用促進」というところで、交通ターミナルの整備の検討、パーク・アンド・ライド促進のための駐車場・駐輪場の整備、共通利用できるICカード導入の検討をあげているところでもあります。一方で、広域交流、観光を踏まえまして、「第3 広域交流を活発化する公共交通機関の充実」ということで、施策の「1 広域観光の推進及び観光スポットへのアクセス性向上」等についてあげているところでもあります。以上です。

【部会長】

それでは、今のところ、3節にわたってありましたが、質問、ご意見をいただきたいと思えます。

【委員】

公共交通網の整備というところについては、今日配られている資料の未来部会とか元気部会の方でも、これは非常に大事だという、共通のテーマで色々な提案がなされております。ですので、まとめ方として、安心部会の中だけで閉じるのではなく、全体のところでちょっと別物にしてはどうかと思います。全体に関わることです。まちなかの活性化とか。そんな感じがしましたので、最終的には部会ごとにみたいな答案が出てくるのでしょうか。

【部会長】

今のご意見、事務局側はどのようにお考えでしょうか。

【委員】

大体ページで行きますと93、94、95ページ辺りです。

【部会長】

「快適で利便性の高いまちづくり」のところでしょうか。

【事務局】

118ページをお開きください。第2の観光振興体制の充実の中の2 観光インフラの整備というところでもあがっております。ここは観光の視点から捉えたもので、ここにも一部ダブっておりますが、基本的にこの2つであげておきまして、あと、事務局としては、重点事業というもののプロジェクト的なもので、施策を横断するような形で全体として設定していきたいと考えております。また全体会の中で検討をお願いしたいと思っております。

【委員】

この10年間を見た時に、恐らくこのテーマが一番重要なテーマの一つかと思います。

【市担当部局】

委員がおっしゃったことについては、実は内部で話をしてきた時も、我々のところと元気部会と当然2か所出てきます。それで、こちら側で見るとというのは、安全というか、つまり、どっちを見るかということ、市民の生活サポートを中心にしています。元気部会はダイナミックな入れ込みみたいな話で、視点は違います。実際には私どもの庁内の中に公共交通の関連の幹事会がございまして、その中で公共交通プランを作ったりですとか、今後こういうものを整合させたりということをやっていくわけですが、おっしゃったとおり、色々考えも視点もありますし、それともう1点、我々からすると、なかなか射水市だけで成就し得ない、関係事業者ですとか諸々のところと整合させていかなければいけないようなところがありますので、先ほど事務局が申しましたとおり、整合するように全体的なところは当然やっていきますが、今、委員がおっしゃったような視点も、再度持ち帰らせていただいて、我々の方と、もう少し、より整合したような整理を一遍考えさせてください。

【事務局】

委員が言われた件ですが、たまたま交通の件で幾つかにまたがっているものがあるのですが、他にもそういったものが幾つかあります。そういったものは、例えば新幹線とか大橋とかそういった交通も絡んできますので、そういったものは重点プロジェクトということで、別書きでそういったものをまた作ることにいたしますので、また検討させていただきます。

【部会長】

はい、わかりました。

【委員】

そういうものができると、JRとか地鉄とか企業とか工場とか、色々なところも当然関心を持ってきて一緒に考えましょうということ、もうされているとは思いますが、1つの市の重要施策というのは何だと、別立てでもいいですが、ぜひお願いしたいと思います。

【部会長】

ありがとうございました。他にいいでしょうか。

(質疑なし)

【部会長】

それでは、相当時間も進んできたのですが、最後になりますかね。「安心して暮らせるまちづくり」、これは5節にわたってありますが、一遍にお願いしたいと思います。

【事務局】

96ページをお開きください。「交通安全・防犯対策の推進」です。主な変更点、見直しとしては、「現況と課題」において、上から5行目、新たに加えたのは、「子どもや女性が被害となる不審な声かけやインターネットの普及に伴うパソコン・携帯電話等に関する事件も発生しています」、「北陸新幹線開業に伴い広域的な人の移動が容易になることから、新たな犯罪への防犯対策が求められています」としております。こうしたことを踏まえまして、「施策の内容」においては、97ページになりますが、一番下です。「第2 地域防犯活動の推進」の「6 パソコン・携帯電話等の利用によるインターネットに関連した犯罪被害防止対策の推進」に新たに取り組むことにしております。98ページをお願いします。「第3 安全環境の整備」ということで、ここに各種施策があがっておりますが、特に今回新たにあるのは、「5 犯罪の防止に配慮した環境整備の推進」というところの「(2) 防犯カメラの普及推進」について、取り組んでいくことにしています。

続きまして、99ページになります。「防災・減災対策の推進」です。ここについては、「現況と課題」の上から5行目にありますが、「災害時の被害をできる限り小さくする「減災」の考え方を防災の基本とした取組が重要となっております」ということで、これまでの取組に加えまして、減災の考え方を重点的に取り組んでいきたいということです。「施策の内容」におきましては、これを踏まえまして、100ページをご覧ください。まず、「第1 災害等の発生時における組織体制の強化」ということで、「1 活動体制の整備の推進」、「2 市民意識の高揚」というところに取り組んでいきます。それから、「第2 災害等の発生時における迅速な対応の確保」というところで、災害等の発生を想定した訓練等についての施策、自主防災組織の強化、災害時要援護者対策の推進というところをあげております。また、101ページ、「第3 防災基盤の整備」の中の「1 防災都市づくりの推進」ということで、防災行政無線の整備、公共施設の耐震化、災害に強い生活環境の整備、住環境の改善や良質な住宅の供給、海岸・河川整備と浸水対策の推進に取り組んでいくとしています。

続きまして、102ページをご覧ください。「消防・救急体制の充実」です。消防関係の施策があります。まず「施策の内容」についてであります。103ページ、今回、「第1 救急・救助体制の充実」の1の「(2) 救急車の適正利用」の「ア 「救えるはずの命」を救うための啓発」、「イ 電話による救急相談事業の推進」、「ウ 119番受信時における選別規

定の検討」というところが新たに取り組むところとしてあげています。それから、104ページをお開きください。施策の「第2 消防力の維持・強化」の中の「3 消防団の維持活性化」のところにおきましては、「(5) 分団屯所の維持及び計画的整備」について引き続き取り組んでいきます。それから新たな施策として「(7) OB消防団員等の活用」についてあげています。

続きまして、106ページになります。「雪対策の推進」です。ここについては、「現況と課題」におきましては、上から2行目、「廃業や事業縮小に伴い業者の機械台数が減っており、将来的には、協力業者の減少も想定されます」としています。それから、「消雪施設についても、また老朽化が進み、維持管理費が増加している上、消雪施設の新設の要望も多くあります。また、高齢化、核家族化などによって雪対策の対応の低下が生じている」というところが課題としてあがっております。107ページをご覧ください。「第2 道路消雪施設の充実」というところにあります。「既設消雪施設について、整備点検を一層推進し、老朽化施設の修繕を計画的に行うとともに、また、消雪施設の新設についても、表流水等の水源を利用して、必要性、有効性が高い箇所から重点的に整備を進めます」としています。また、雪対策の対応の低下というところに対応しましては、「第3 地域ぐるみ除排雪活動及び」特に今回新たにあげている施策としては「地域受託型除排雪の強化」というところを新たに取り組む、実際は、既に行っていますが、新たに文章の中に取り入れしました。

続きまして、最後になります。108ページをご覧ください。「消費者対策の推進」です。これは先ほど全体の体系図の中でもご説明しましたが、新たな節を設けたところです。これについては、近年、高齢者を狙った悪質商法とかインターネット被害が増加していることから、新たな節を設けました。施策の中身としましては、109ページです。「第1 安全で安心な消費生活の実現」の中で、消費生活の基盤整備の確保、情報提供の充実、消費者教育の充実ということで、消費者力の向上支援について重点的に取り組みます。さらに、第2としましては、今後より一層消費者相談体制の充実を図っていくということで「施策の内容」を組み立てています。以上であります。

【部会長】

相当範囲が広いのですが、今のところで委員の皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思います。

【委員】

第1節の交通安全・防犯対策について、新たな「現況と課題」について、5行目に「犯罪が後を絶たない状況にあり」という表現がございますが、実は全国的な話として、10年連続で刑法犯の発生というのは認知件数では減っております。交通事故についても13年連続で全国的に減っておりますし、県内でも犯罪の発生あるいは交通事故というのは減っている状況です。ただ、射水はどうかといった時に、資料の棒グラフがあるわけですが、確かに街頭犯罪というのは増えつつありますが、今年になりまして、対前年比でいきますと100件ぐらい今日現在で減っています。ですから、これは平成25年の部分も棒グラフで出てくるとすれば、「犯罪が後を絶たない状況にある」というのは、私も射水市民でありますので、そんな治安が悪いのかという状況もありますので、そこら辺りの書きぶりだと思います。ですから、後を絶たない状況ということをあえてここに書かなくても、「犯罪」で切っただけで、その後続けていただければどうかと思います。どういう表現にしようか、増加傾向であるのはちょっと違いますので、「犯罪が」の後「子どもや」というふうに続けていただければどうかと思っています。

あと、「子どもや女性」と書いてありますが、いわゆる社会的反響が大きい、被害者になって一番大変なのはというか、被害者に絶対させてはならないのが子ども、女性と高齢者でありまして、「女性」の後に「高齢者」と入れた方がいいのではと思います。

これは検討いただければいいのですが、後で商法の中で、先ほどご説明がありましたが、消費者トラブルの中で高齢者と出てくるわけですから、いいかと思ったりしますが、あと、「不審な声かけや」の後ですが、「高齢者」と出た以上は、一番問題になるのが特殊詐欺と言われているものでありまして、新たな手口の詐欺事案というか、このようなものが射水市内で現実に発生しております。私が今ほど申しましたように、そういった表現が適切かどうか分かりませんが、ご検討いただければと思います。

それで、この際ちょっとだけ私の意見というかお話ししておきたいのですが、ここの最初の「将来の姿」の中にも、「安全で安心して暮らせるまち」という書きぶりになっております。結構「安全」とか「安心」という言葉が一對となって使われる場合が多いわけですが、実は安全というのは、今ほど申しましたように10年連続で減っているという事実、射水管内でも昨年と比べて100件余りの刑法犯の発生が減少しているという事実、この事実がいわゆる安全、客観的な事実、この安全を提供するのが我々の仕事だと思っております。安心というのは、それを受けて皆さん方がどう感じるかということで、いわゆるこれは逆の主観的な感情といえますか、ですから、一人ひとりが安心を持つかどうかについては、

それは一人ひとり違うと思うのですね。ですから、安全・安心とすれば全く別物の考え方だと思いますし、今は、ですから、刑法犯も減っている、交通事故も減っているとすれば、安全なのですが、安全でありながら安心できない時代というのが今の現状なのだろうというふうに思っております。これは私の持論であります。

あと、このグラフですが、交通安全が先に、防犯対策も先に来ておりますので、この2つの中の交通安全を上へ持って行っていただいて、ちょっと並べ方を変えていただければいいと思います。よろしく願いいたします。

【部会長】

専門的なご意見をありがとうございました。

【委員】

もう1つだけ、先ほど防犯カメラを新しく入れられるということでありまして、非常にありがたい話だと思っております。色々な今後の予算的なこともあったり、議会对策ももちろんあると思うのですが、もしよければ差し支えない程度で、この件について何か教えてください。

【市担当部局】

防犯カメラの話は県の予算措置の話から色々始まって、我々6月、9月と市議会で答弁させていただいている方向で今進んでおります。新年度から形にしたいというふうに考えております。抑止力になるものというような期待を持っております。

今ご指摘いただいたことについて、もともとの犯罪については、客観的な状況を踏まえた表現に変えるということについては十分理解します。「女性」の後に「高齢者」を入れる、これは入れます。あと、特殊詐欺については、基本的に我々の切り分けからしますと、今のところ、108ページの消費者のところの「現況と課題」の下から2行の「子どもや高齢者等を消費者被害から守る環境づくり」というところでそれを包含したつもりでいますが、またご意見があれば頂戴して適切な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

【部会長】

どうもありがとうございました。他のところでご意見ないでしょうか。

【委員】

実践型交通安全指導というのはどういうふうにするのか教えていただきたいのですが。

【委員】

実践型交通安全教室というのは、色々な交通事故の体験というか、例えばマネキンを使

ったり、色々とそういったことをやっております。それと、事故が一番多いのは安全運転義務違反です。交差点が一番多いわけですね。脇見をしていたとか考え事をしていたとか、そういった認知ミスなり判断ミスです。今、市内全域はほとんどが40キロなのですが、交通ルールというのは幼稚園の子どもさえ知っています。なぜ交通事故が起きるかという、ちょっとした過失、いわゆる今ほど話しました判断ミス、行けるだろうと思ったとか、まさかそこから人が来るとは思わなかったというような認知ミスとか、そういったもので発生しています。

【部会長】

他にありませんでしょうか。

【委員】

私自身、今、一番上が中学生の子どもを持っているのですが、97ページに「民間パトロール隊」とか「学校安全パトロール隊」と書いてありますが、小学生のほうにはよくしてもらっているところがあって、中学校もあると思うのですが、よく部活動で、特に冬場になると夜遅くなって、帰ってくる子は真っ暗な状態でよく帰ってくるのです。そしたら、回っておられると思うのですが、町から外れると回っている雰囲気がないというので親としては不安な部分があるもので、大体部活だと5時半から6時、下手すれば6時半までかかっているところもありますので、そこまで回ってほしいと言ってもいいのかよくわからないのですが、子どもの安全ということでまた回ってもらえばどうかと思いました。

【市担当部局】

今現在では、小学生の子どもたちの帰る時間に合わせて、民間のパトロール隊の方たちが交差点に立って見ておられますが、それについては時間的なものがあると思います。ただ中学校は、今言われますように、部活後、今の時間ですともう暗くなったりしています。実際にはそこら辺りまでされているかというのは把握できていないのですが、少しこういうところにもお話しして検討していただくということを考えたいと思います。

【部会長】

ありがとうございました。あとはいいでしょうか。これで一応全部のところについて皆さんからご意見をいただいたのですが、一応この素案についての検討はこれで終わりたいと思いますが、いいでしょうか。

(異議なし)

【部会長】

それでは、これで終わりたいと思います。

5 その他

- ・次回部会の日程について

【部会長】

「その他」というところですが、事務局からお願いします。

【事務局】

委員の皆様には本当に多くのご意見をいただきまして、ありがとうございました。

今日いただいたご意見を踏まえまして素案のほうを修正して、次回第3回目の部会のほうに提出してまいりたいと思っております。そこで、第3回目の部会でございますが、12月の上旬に開催をさせていただきたいと思っております。できましたら、安心部会の開催を12月5日の木曜日、午後1時30分から開催させていただければ大変ありがたいと思っております。また改めて部会長と調整させていただいてご案内させていただきたいと思っております。以上であります。

【部会長】

それでは、今事務局から話がありましたが、第3回の部会を一応12月5日1時30分からということで話を進めていきたいと思っておりますので、委員の皆さんにはその時間帯を空けておいていただければと思います。その後、正式に案内が来ると思います。

6 閉 会

【部会長】

それでは、大変貴重なご意見をたくさんいただきました。この意見をもとにしながら、事務局から提案いただきました基本計画の素案について、今度の第3回目の部会においてしっかりとしたもの決めていきたいと思っております。本当に貴重な意見、色々ありがとうございました。

これで終わりたいと思います。どうもご苦労様でございました。

射水市総合計画審議会 第2回元気部会

会 議 録

平成25年10月30日(水)

射水市総合計画審議会 第2回元気部会

日 時：平成25年10月30日（水）午後1時30分～

会 場：射水市役所小杉庁舎303、304会議室

【議事日程】

- 1 開 会
- 2 部会長あいさつ
- 3 射水市総合計画審議会第1回元気部会会議録の確認について
- 4 射水市総合計画基本計画素案について
- 5 その他
 - ・次回の部会の日程について
- 6 閉 会

〔敬称略、順序不同〕

【出席者】

< 委 員 >

部会長 金 岡 省 吾（富山大学地域連携推進機構教授）
東 忠 夫（公募委員）
尾 山 春 枝（新湊漁業協同組合代表理事組合長）
楠 井 悦 子（小杉地区地域審議会）
前 田 清 美（大島地区地域審議会）
牧 田 和 樹（射水市商工協議会長）
水 元 睦 雄（いみず野農業協同組合代表理事組合長）
村 上 俊 也（公募委員）
八 嶋 佑 二（射水市観光協会会長）

< 代理出席 >

高 松 恭 文（国土交通省北陸地方整備局富山港湾事務所副所長）

< 行政部局 >

河 原 隆 幸（産業経済部長）	樋 上 博 憲（都市整備部長）
山 崎 武 司（上下水道部長）	谷 川 晃 司（産業経済部次長）
野 開 勝 政（都市整備部次長）	川 腰 保（上下水道部次長）
片 岡 幹 夫（商工観光課長）	杉 浦 実（港湾・企業立地課長）
岡 田 努（農業水産課長）	島 崎 真 治（都市計画課長）
北 本 和 郎（道路建設課長）	津 田 泰 宏（道路・河川管理課長）
嶋 谷 優（建築住宅課長）	川 口 政 明（上下水道業務課長）
前 川 信 彦（下水道工務課長）	中 波 博 英（上水道工務課長）

事務局

明 神 栄（市長政策室次長）	一 松 教 進（政策推進課長）
中 川 一 志（課長補佐）	助 田 綾 乃（政策推進課主任）
笹 川 栄 司（政策推進課主任）	笠 間 正 和（政策推進課主任）
黒 梅 康 弘（政策推進課主任）	竹 口 亜 希（政策推進課主事）

1 開 会

【事務局】

皆様おそろいですので、ただいまから射水市総合計画審議会第2回元気部会を開催いたします。

なお、本日の会議出席者につきましては、お手元の席次表のとおりでございます。

それでは会議に入ります。部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

2 部会長あいさつ

【部会長】

本日はよろしく申し上げます。今日は第2回でございますが、第1回は「現況と課題」という形で様々なご意見をいただいたと思います。第1回目でございますので、途中、進行上、曖昧なところもありましたが、今日は2回目ということもありますので、しっかりと時間どおりでいきたいと思います。ただいま1時半でございますが、時間は2時間程度とお伺いしております。皆様、この後のご都合もあるかと思っておりますので、3時半を目標に進めていきたいと思っております。

前回は「現況と課題」についてご意見をいただきましたが、本日は「将来の姿」、「目指す方向」、「施策の内容」、この3点でございます。後ほど事務局の方から皆様方にお伺いしたい点について改めて説明がありますが、「将来の姿」等につきましては、時代の潮流と申しますが、トレンドに合っているかどうか、社会情勢に適切かどうかといった観点でご意見をいただきたいと思っております。あるいは、「施策の内容」等の話にも今日は入ってまいりますが、トレンドと合わせて適切かどうか、あるいはわかりやすい表現になっているか等、この4点を今日は主に念頭に置きながらご意見を賜りたいと思っております。

元気部会は、観光と交流、商工業、農林水産業、雇用、都市環境、港湾と、非常に幅広くございますが、この先10年を見越したご意見を賜ればと思います。

3 射水市総合計画審議会第1回元気部会会議録の確認について

【部会長】

それでは、早速次第に基づき議事に入っていきたいと思いますが、次第の3つ目、「射水市総合計画審議会第1回元気部会会議録の確認について」でございます。既に資料を配付させていただいておりますので、ご一読いただいているとは思いますが、事務局の方から簡単に説明をお願いしまして、ご意見、質問という形で進めていきたいと思っております。事務局、よろしく申し上げます。

【事務局】

それでは、前回の会議録についてでございます。資料1をご覧ください。資料1では、3つの部会の会議録をそれぞれ作成しているところでございますが、元気部会につきましては、最後の方に会議録があるかと思っております。第1回目の元気部会につきましては、7月30日に中央図書館で、部会長さん含め11名の委員の皆様のご出席で開催されました。元気部会の3ページ目から41ページまでの間に会議録の内容を記載しておりますが、これにつきましては、委員の皆様、事前にご一読されているということを前提に、今日ご確認をお願いしたいと思います。また、修正箇所等がございましたら、今日この場でいただきたいわけでございますが、会議終了後気が付いたところがあれば、事務局にお知らせしていただければと思っております。できれば11月6日、1週間ぐらいの間で、事務局にお知らせしていただきたいと思っております。

それからもう1点、公表に当たってでございますが、審議会の運営要領に基づきまして、氏名を記載せずに公表するということですので、これもあわせてご確認をお願いして会議を進めさせていただきたいと思っております。会議録については以上でございます。

【部会長】

ありがとうございました。11月6日までは猶予があるということと、氏名はなしで公表させていただきたいということでございます。この場で、修正、指摘等があればいただきますが、いかがでしょうか。あるいはこの会議の後でも構いませんし、よろしいでしょうか。資料のボリュームがかなりございますので、議事録まで皆さんの目が届いているかどうかということもございます。いかがでしょうか。

(質疑なし)

【部会長】

よろしいですか。では、11月6日までという形で、まだ少々猶予がありますが、公表させていただきますので、お目通しいただきましてご了承いただければと思っております。

4 射水市総合計画基本計画素案について

【部会長】

では、早速本題に入っていきたいと思います。次第の4です。「射水市総合計画基本計画素案について」でございます。資料の2になります。進め方でございますが、基本計画の素案は、部、章、節の3段階のレベルで構成されています。前は一つ一つやっておりましたが、それぞれ区切りがあり、まとまりごとに検討していただいた方がよろしいかと思っておりますので、幾つかの節をまとめ、概ね章単位で説明させていただいた上で、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。なお、一部机上配付させていただいている資料もあると伺っておりますので、そちらにつきましては、適宜事務局から説明いただければと思います。では、事務局から資料の説明をお願いします。

【事務局】

それでは、射水市総合計画基本計画素案について説明をさせていただきます。長時間になりますので、座って説明をさせていただきます。まず、資料2の111ページをお開きください。ここからが元気部会となっております。今ほども部会長から説明がありましたとおり、6つの章、18の節で今回構成しております。次に112ページと113ページをお開きください。これは、部、章、節の他、その下の細節、あるいは、その下の細々節という形で、今からご説明いたします基本計画の中身についての一覧表として施策を羅列しております。これは全体の体系図ですが、もう一つ、参考資料1としてA3の大きな紙を配付させていただいております。元気部会が一番下の方になりますが、左側は、見直し前の元気部会の所掌事項の体系図、右側については、今回の見直しに当たって変更した箇所等について対比で記載しております。まず、中身に入る前に、全体について説明をさせていただきたいと思います。3の「1 新しい価値を生み出すまちづくり」の(1)、(2)については、基本的に変更はありません。全体的に言えることですが、節の名称については、わかりやすい形で一部修正した箇所があります。それから、3の「2 活気ある商工業が栄えるまちづくり」についてであります。この「活力ある工業の振興」のうち、企業誘致に関する施策もありましたが、工業に関するものについては「商業の振興」に移行させまして、「商工業の振興」とし、それから、工業については、「企業誘致の推進」に特化した形で整理させていただきました。それから、4番の「豊かな水産資源を生かしたまちづくり」については、これまでは「漁業の振興」、「水産流通加工業の振興」という2つの節でありましたが、

「水産業・水産加工業の振興」という形で一つの節に統合させていただきました。それからその下、「だれもがいきいきと働くまちづくり」の「担い手育成の促進」については、一つの節でありましたが、担い手については、今回それぞれ農業なり水産業なりの個別の業種に即した形でそれぞれの施策に記載をしております。それから、新体系の上から3つ目、「国内外交流の推進」ということで、今回未来部会から移行した形になっております。それから、「4部 快適で安心して暮らせるまち」につきましては、まず一つは、旧体形の「2 快適で利便性の高いまちづくり」の「(2) 個性あるまちづくりの推進」につきましては、これまで港・港湾関係のことと、市街地の活性化に関することについての施策の内容でありましたが、今回は、市街地活性化については「生活環境の充実」で述べることにし、「個性あるまちづくりの推進」については、今回港に特化した形で、「港湾機能の整備促進とみなとまちづくり」ということで変更させていただきました。以上が全体的な主な変更点であります。それでは、個別の施策に入っていきたいと思っております。

資料2、114ページをお開きください。まず構成についてであります。上の方に、まず節名を記載しております。この節ですと、「射水ブランドの確立と発信」ということであります。次にその下ですが、「将来の姿」です。これは、10年後の市民生活の目指すべき姿を示しております。次にその下、前回の部会でもご議論いただきました「現況と課題」について記載をしております。それからその下、「目指す方向」では、「将来の姿」を達成するための取組の施策の方向性を示しております。それからその下、「施策の内容」を記載しております。これについては、「将来の姿」の達成に向けて、「現況と課題」も踏まえながら取り組む施策を記載しており、大きなくりとして、上から第1、数字の1、括弧書き1というふうに、下に行けば行くほどより細かな事業を記載しているというような形になっております。以上が構成の内容であります。それでは、具体的な内容に入っていきたいと思っております。

まず、「射水ブランドの確立と発信」です。これについては、見直し前の節名としては、「射水ブランドの創造」ということでありましたが、今回見直しに当たって、ブランド化をより一層進めるという形で、ブランドの確立と発信と名称を変えております。それから、「目指す方向」をご覧いただきたいのですが、新たに1行目、「ブラッシュアップ」という文言を使いキーワードといたしまして、資源をさらに磨き上げるということを強調しております。地域資源を掘り起こし、ブラッシュアップを進めながら、特産品を使用した射水ブランド商品の開発や育成を図るとしてあります。「施策の内容」をご覧いただきたいので

すが、前回もお話ししましたが、平成24年度に新たに策定いたしました「射水市観光・ブランド戦略プラン」に基づき施策を展開していくこととしております。特に新たに変更になったところは、115ページの「第2 射水ブランドの発信」において、1の(1)(2)ロゴマーク・キャラクターの活用といったものを追加している他、様々な広報媒体や本市ゆかりの著名人との連携を図るとしてしております。

続きまして116ページをお開きください。「観光の振興」です。施策の方向性といたしましては、新湊大橋の完成、北陸新幹線の開業によりまして、滞在型観光や広域観光の推進に力を入れることとし、そのための受入態勢の整備や「もてなし」の醸成を図るということに力を入れるとしております。「施策の内容」におきましては、117ページ、「第1 観光資源の活用・充実」の1に、新たに「ベイエリアの活用」をあげております。それから、委員からも多くのご意見がありましたが、118ページの上から2行目、4番、「滞在型観光の促進」においては、「着地型観光の確立」、それから、「(4) 宿泊施設の誘致」等をあげております。それからその下、第2の「観光振興体制の充実」ということで、2番、「観光インフラの整備」、この項目を新たに追加してありまして、「新幹線駅からのアクセスの向上」、「観光拠点等をつなぐ周遊バスの導入」、「駐車場や休憩施設の整備」といったような取組を新たにあげております。それから、119ページ、「第3 観光案内の充実及びもてなしの心の醸成」ということで、「観光案内所や観光案内表示等の整備」、それから、「スマートフォン等を利用した観光案内の整備」ということで新たな取組をあげております。

続きまして120ページ、「国内外交流の推進」です。これについては、先ほどもご説明しましたが、未来部会にあったものを、交流人口の拡大を図るという観点から、元気部会に移行してきた形です。「施策の内容」については122ページをご覧ください。これまでの「多文化共生社会の推進」に加えまして、特に施策の第1の「2 移住・二地域居住の推進」ということで、より定住・半定住の施策を前進させるというような形にしております。主なところは以上であります。

【部会長】

ありがとうございました。章ごとという形で幅広うございます。射水ブランド、観光の振興、それと国内外交流の推進という形で3点でございます。冒頭にもお話をさせていただいたとおり、「将来の姿」、「目指す方向」については、時代の潮流、社会情勢等のトレンドに適切に対応しているか、「施策の内容」につきましては、「将来の姿」、「目指す方向」に対して適切かどうかといったところで、他に施策がないか、また、表現的にわかりやす

いものとなっているかどうか、以上の3つの視点で協議いたしたいと思います。どなたからでも構いません。ご意見、ご質問等を承りたいと思います。ご発言をよろしく願いたします。

【市担当部局】

部会長、よろしいですか。本日皆様の席上に配布させていただいた1枚ものの「射水市観光・ブランド戦略プラン(平成24年度 平成28年度)」について、少しご説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。皆様には、事前に冊子で、「射水市観光・ブランド戦略プラン」を送付させていただいていると思います。それを簡単に少しまとめさせていただいたものが、本日配付させていただきました1枚もののペーパーでございます。事務局から説明がございました、「射水ブランドの確立と発信」、それと、第2節の「観光の振興」に関しまして、平成24年度から28年までの計画で、「射水市観光・ブランド戦略プラン」を作成しております。もちろんこれは総合計画に基づいて作成したものでございまして、今回も見直しのかかる総合計画に従いまして進めようとするものであります。上段には、一番左でございますが、射水市には多くの資源があり可能性はありますが、市町村合併により認知度は低いという課題があります。また、新湊大橋は開通をしておりますが、北陸新幹線の開業が間近に迫っており、このようなことから、目標が一番右にございますが、地域イメージの向上、交流人口の増加を目標にして、それによって地域経済の活性化を図ろうとするものでございます。また、このプランの基本方針でございますが、この総合計画の中にも記載をさせていただいておりますが、真ん中にあります食の資源を中心に、本市の特徴でございます水辺空間、豊かな水がありましたり、河川がありましたり、富山湾を抱えておりますが、水辺空間、そして、地域で行われている伝統ある、歴史ある様々なお祭りやイベント等を関連させながら進めていこうということでございます。また、本市の地域イメージですが、水、川、海、そして富山湾全体としての沿岸部、そして富山湾、さらには中国、韓国を含めて、環日本海というイメージがあるということから、地域イメージの統一及び確立を図り、本市の優位性をもって知名度を高めていこうということでございます。

また、このプランでは、下に記載してございます4つの柱、施策を考えてございます。1つには、地域イメージの全国発信です。詳しくはこの中に書いてございますが、ベイエリアの活用やロケーションの誘致、活用及び市ゆかりの著名人との連携等で地域イメージの全国発信を図っていこうということでございます。また、右の方には食の魅力の創造と

ということで、ジャパンブランドでの商品の創出でございます。これは、今ほど申しました主にブランド系のところでありますが、食が楽しめる空間の整備や食のイベントの実施、食のアンテナショップの設置等を進めたいと思っております。また、左の下のニューツーリズムの推進でございます。この総合計画にも少し記載をさせていただいておりますが、色々な産業観光やグリーンツーリズム等を活用し、本市に来ていただきたいということでございます。また、一番右下でございますが、やはり交通アクセスは課題でございますので、万葉線の延伸や活用、また、コミュニティバス、デマンドバス等の整備、また、車社会への対応は必要であろうということで、駐車場の確保や情報の発信、ドライブマップ等の作成及び発信ということを観光・ブランド戦略プランでは計画しております。

この計画については、平成28年度までということで現在進めているところであります。また、つけ加えて申し上げますと、目標であります地域イメージの向上についてですが、これは、あるインターネットの調査会社が全国1,000の市町村を対象に、毎年インターネット上でアンケート調査をしております。この計画を作った当時は、平成24年の調査で申しますと、「地域ブランド調査」と申しますが、魅力度では全国1,000の市町村中、射水市は668位でございました。今年度7月にも行われまして、その調査の結果は、残念ながら800位と落ちました。事業を進めている上で残念な結果ではございますが、今後も一生懸命推進し、魅力度を高めていきたいと思っております。また、交流人口でございますが、このプランを作った当時は、平成23年の数値でございますが、市内の交流人口を357万8,000人と捉えておりました。平成24年、昨年1月から12月でございますが、本市では396万9,000人と捉えております。28年度の目標は、実は見直しをいたしまして、400万人を目標に交流人口を考えておりましたが、そういう意味からすれば、もう少しで400万人を達成することになります。この数値については、総合計画の実施計画あたりで数値目標として少し見直しをかけたいと思っております。以上であります。

【部会長】

それでは、皆様方からご意見等をお伺いしたいと思います。どなたからでも結構でございますので、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】

今ほど説明がありましたが、このペーパーの一番左上に、市町村合併による知名度不足と書いてあるので、私はやはり「現況と課題」には明確に書かれたほうがいいと思っております。本市には、優れた特産品や豊かな自然等、魅力ある地域資源が多くありますが、全国

的に認知されたものはまだ少なく、特産品や物に対しての認知度が低いという書き方ですので、ここへ地域名称といたしますか、「射水市」という名称自身の知名度が不足しているということを明確に書いておいた方がいいような気がします。

【部会長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。事務局の方でぜひ素案に反映させてください。他にいかがでしょうか。

【委員】

色々な意味で観光協会のやることはたくさんあります。色々な材料がたくさんあります。特に最近、ここにも書いてありますが、もっと人を集めたいということをしているのですが、そういうアプローチも結構来るようになっていきます。その様なことから、これから取り組んでいけば、まだまだ伸びる余地はあるのだろうと考えています。ただ、委員からご指摘がありました。市町村合併による知名度不足というのは、私も意識することが結構あります。あまり意識してものをしゃべると、そこのバランスがあるものですから、あえて伏せたりしておりますが、やはりこのことは一日も早く、お互いの融合のために何とかしたいと考えておることは私も同じであります。簡単ですが、以上です。

【部会長】

ありがとうございます。知名度不足に関するご指摘ですね。材料、施策は色々多く、人集めのアプローチも多くあるということですので、伸びる余地があるので積極的に動かしてくれという応援と、先ほどの繰り返しですが、知名度不足については、積極的に取り組んでほしいというご意見かと思えます。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【委員】

詳しいことはわかりませんが、1週間ぐらい前のニュースを見ていましたら、富山マラソンのコースの中に新湊大橋が入っているとのこと。それと、荒天の場合はどうなるのかと思いましたが、別ルートでも企画されているとのこと。これは射水市をPRする絶好の場ではないかと思っています。この辺りをどのように市として働きかけられるのでしょうか。恐らく全国レベルの大会ではないかと思っています。たしか平成27年の開催でしたでしょうか。

【市担当部局】

11月1日です。

【委員】

そうですね。それが少し気になっております。

【市担当部局】

新聞紙上によりますと、11月1日です。この日は射水市の合併の日で、平成27年11月1日はちょうど10周年になります。多分その日に行われるだろうと私もも思っておりますが、当然マラソンですので、スタートは高岡市で、天候が良く、風が吹かなければですが、海岸線と新湊大橋を通過して、最後は富山市の環水公園がゴールだったと思います。当然沿線ですので、マラソンはマラソンとしてスポーツの振興という観点からたくさんの方に走っていただき、全国から来た方に、観光ですとか、いいものを食べていただいたりするのなかなか難しいかもしれませんが、その後、色々な方に口コミで伝えていただいて、ぜひ、本物を食べに来ていただいたり、いい景色を見に来ていただいたり、その様なことが行われればいいと考えております。具体的にどの様にもてなしたり、どの様に進めるかは、これから私どもの方で考えていきたいと思っております。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。今回は10年先のプランということでございますので、なかなか具体的なところまで言いにくいかもしれませんが、ただ、皆さん、具体的で構わないと思います。今みたいな形で具体的にご意見をいただきながら、恐らくこういうイベントがあった時には、この戦略の中では積極的に市としても前に出て行って、波及効果、リピーターを取り込むような形で、という表現になってしまうかもしれませんが、今のよう形で具体的にいただければと思います。他にいかがでしょうか。

【委員】

118ページの観光インフラの整備のところ、新幹線駅からのアクセスの向上とあるので、これには全く異論もないわけで、ここで言ったほうがいいのか、他の部会なのかかわからないのですが、並行在来線の駅が射水市では2つになります。新駅はだめでしたから。その並行在来線の駅の活用は、多分、観光アクセスの上でもとても重要になってくると思いますので、その辺を施策に入れた方がよいのではないかと考えています。つまり、新幹線駅から直接的なアクセスも一つですし、もっと言えば、具体的には富山駅から並行在来線に乗り換えて、小杉駅なり越中大門駅で降りられる方もいらっしゃるわけで、そこからのアクセスも少し考えておくというのも観光施策になるのではないかと考えています。ここにを入れるべきことかどうかもわからないのですが、どこかに入れていただければと思います。

【部会長】

ありがとうございます。広い意味でご意見をいただきながら、事務局で「ここでは答えられない」など、もしここで発言があればお願いしたいと思います。ただ、どんな観点でも構いません。お願いします。

【市担当部局】

並行在来線の小杉駅、越中大門駅の2駅があるわけですが、小杉駅の南側に、機能は弱いのですが、観光案内所の小さいものがあるのですが、そこが今どうなるかは、これから駅の活用ということで議論されていくのですが、私どもから言えば、今おっしゃっていただきました観光インフラの整備の中で、1つには、(2)に「観光拠点をつなぐ周遊バスの導入」と記載しておりますが、例えば小杉駅から周遊バスとしてどこか観光拠点をつなぐバスを出せないかとか、(4)には「コミュニティバスによるアクセス強化」とございます。コミュニティバスは主に生活路線として本市をくまなく走っており、これについても、観光客の方々にわかりやすく、乗りやすいような形にならないかと検討しているところであります。また、119ページの第3の1の「(1)観光案内機能の充実」ということで、「ア 観光案内所や観光案内表示等の整備」という項目のところでは、今言いました、小杉駅をうまく活用し、射水市に来られた方に、いかに市内を回っていただくかということで、看板や案内所のようなものができればという想定をしているところであります。

【委員】

並行在来線の駅というのがこの計画に出てこない、多分有効にならないのではないかと思います。

【事務局】

素案の95ページ、これは安心部会の公共交通の観点で総合計画に記載しているところであります。第2の「快適な交通環境の整備」の1の(1)に、「鉄道駅関連施設の整備及び駅機能の強化」という形で駅舎等の整備について記載していますが、その1つとして、観光も含めた整備と読んでいただければと思っております。また、駅舎等を中心とする交通ターミナルの整備の検討も今後してまいりたいと思っております。

【部会長】

並行在来線という名称を出したほうがいいのではないかとのご指摘でございます。これで十分かどうかというのは、事務局で検討をお願いします。委員にもしっかりと確認してください。

【部会長】

他にいかがでしょうか。観光の部分は、事務局と話をしていた時には20分くらいと言っておりましたが、多分ここは長くなると思っていますので、余裕を持って時間をとっていますが、いかがでしょうか。

(質疑なし)

【部会長】

よろしいでしょうか。事務局から、「射水ブランドの発信」について、効果的な発信の具体案や滞在型観光を促進する上で有効な施策についてご意見をいただきたいということですが、いかがでしょうか。

【委員】

食のブランド化のところですが、「何でもおいしいですよ」「夏になっても寒ブリが食べられますよ」ではなくて、射水市がPRするのでしたら、新湊漁協では「春には2月の中ごろから5月まではホタルイカがおいしい」、そして5月にホタルイカが終わった時点で、「6、7、8月ぐらいはアジがおいしい」とか、「4月から11月までは白エビがおりますよ」などしっかりと発信し、旬をお客さんに知っていただいて、もし射水市にいらした時には、氷見の寒ブリなど色々なものがありますが、今の旬のものは白エビなんだと、ベニズワイガニなんだと、そういうことをしっかりと発信していくことが大事かと思っております。

【部会長】

ありがとうございます。ブランド発信の際は、何が旬なのかということ、交流人口とありますが、来客される方々にしっかりと伝えていくような施策ができているかどうかということを確認してほしいということかと思えます。

【委員】

PRすればいいってもものでもないです。ベニズワイガニも時期が終わってしまっていれば冷凍ものになってしまいます。ですから、一番おいしい時においしいものを食べていただきたいという思いです。

【部会長】

旬を伝えてほしいということですね。

【委員】

そうです。

【部会長】

来られた方にリピーターになっていただけるように、旬のものをしっかりと伝えていけるような施策になっているかどうかを事務局で一度見直してくださいということかと思えます。ありがとうございました。

いかがでしょうか。そろそろ次に移ってまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、次に行きたいと思えます。

【事務局】

それでは、124ページをお開きください。「新産業の育成」です。まず、主な変更点、見直し等については、「現況と課題」において上から4行目、「若者の情熱や斬新な発想等を取り入れ、産学官の連携を活用・推進すること」ということを付け加えております。それから、「施策の内容」においてはこれまでと同様、「第1 新たな成長産業の創造」、それから「第2 学術研究機関との連携」に取り組むとしております。

次に125ページ、「企業誘致の推進」です。これは先ほどもご説明しましたが、この節については、現行の計画では「工業の振興」でありましたが、工業に関する内容は次の商業へ移し、「商工業の振興」という節とし、ここでは企業誘致に特化するという形であります。「施策の内容」においては、特に北陸新幹線の開業を踏まえ、より企業の進出を促すために、これまでの取組に加えまして、126ページにあるように、第1の「企業誘致の推進」に、新たに2番、「新たな工業団地の検討」、この他「(2) 既存工業団地の拡張」といったことを新たに付け加えております。その他3番、「企業誘致活動の推進」ということで「(1) 企業立地優遇制度の充実」、「ア 新たな制度の創設」、「イ 既存制度の拡充」について記載をしております。それから、「(2) 特色ある誘致活動の展開」ということで、前回委員からもご意見がございましたが、「ウ 製造業以外の幅広い業種の受入れの検討」もしていきたいということで付け加えております。

続きまして127ページをお開きください。「商工業の振興」です。「現況と課題」において上から1行目、「長引く不況などが影響し、原材料費の上昇や製品単価の引下げによる収益や受注量の減少により、特に中小企業の経営基盤が脆弱化しているとともに、専門知識や技術を持つ人材不足が課題」ということをあげております。これを踏まえまして、128ページをお願いします。「施策の内容」としまして、「第1 商工業活性化と経営基盤の強化」において、商工会議所や商工会と連携し、中小企業振興計画、これについては現在策定中ということで25年度からの計画になりますが、この計画をもとに商工業の活性化と経

営基盤の強化を促進するとしております。また、後継者不足や商店街のにぎわいづくりに対応したという形で、第1の「2 新規出店や特色ある商店の創出への支援」、それから、「3 後継者育成に対する支援」というところを新たに付け加えております。以上であります。

【部会長】

ありがとうございました。新産業、企業誘致、商工業、この3つの視点から、このような施策をとっているという形です。いかがでしょうか。

【委員】

前回もお話ししましたが、中小企業の支援については、国なり県なり、色々な助成金、補助金制度があります。特に富山県はものづくりということで、24年度の補正で、ものづくりの開発補助金というのが出たわけですが、その採択企業を見ると、射水市は少なかったと思っています。商工会議所、商工会が積極的に働きかけ、認定機関になっているのですが、その辺りが少し足りなかったのではないかとと思っています。金融機関が圧倒的に多く、それと高岡商工会議所も多かったと思います。この制度が25年度の補正において、倍ぐらいの規模で出るという発表がなされました。8月の新聞によれば、それに積極的に申請しなさいというようなコーディネーターというのがなかなかないものですから、その辺りは、商工会、商工会議所の職員の皆さんに頑張っていただきたいと思っています。特に商工会さんについては、連合会のほうで非常に力を入れており、特に南砺市の商工会が力を入れていたのか、かなり多くの採択企業があります。そういうものを利用したらいいということで、射水市もどういうふうに働きかけるか、これが課題だと思います。

それと、県はもともと新世紀産業機構で色々な専門家派遣がありますが、国も、実は今年の7月から、中小企業の未来をサポートするというので、「ミラサポ」という、これはインターネットで検索してもらえばわかりますが、このシステムを作るのに何十億円をかけたということですから、恐らく5年ぐらいは続くのではないかとと思います。私も、その専門家にはなっておりますが、仕事の関係で3社ぐらいしか取り組んでいないのですが、これもうまく働きかければ、中小企業に色々な課題がある中で、無料で3回専門家派遣ができるので、こういうものをうまく活用するのがいいのではないかとと思います。それらのPRについて、商工会、商工会議所さんに、ひとつ頑張っていただきたいと思っています。

【部会長】

ありがとうございます。今、商工会、金融機関という名前が出てまいりましたが、現在

はプロジェクトを作っていこうという形で、各企業がこうした補助金を積極的に取りに行く動きはここ5年の間だと思います。今後の10年を考えた時に、この動きは私も加速すると思います。特に、先ほど少し出てまいりましたが、金融機関は生き残りをかけてやっていますので、このプロジェクトに対して多いのは仕方がないと思います。商工会議所、商工会さんは色々とシステムを持っていますし、単に補助金を取れというのではなく、自分達で考えることができるような中小企業になるべきというご指摘かもしれません。ご指摘を踏まえ、どういう形で取り組めばいいのかということを考え、事務局で検討してみてください。

私も1つ言いたいことがあるのですが、新産業のところに産学官とあるのですが、「産学官」という言葉はもう古いと思います。「産学官金」という言葉がもう普通になっています。今のご指摘はおもしろいと思います。かなり積極的になっていると思いますし、実は大学も、「ミラサポ」をよく使っています。富山大学でも案件があると、プロジェクトを4、5本やってしまいます。県立大学さんもすごく進んでいますので、今の動きを捉えていただいて、入れられるような形で事務局で検討をお願いします。

【委員】

射水市におきましては、商工会議所と商工会を十把一絡げにされますが、厳密に言えばエリア分けになっておりまして、そうした課題が大きく横たわっているということで、基本的には、仮に商工会議所が射水市全体で動きたいなと思っても、動けないというジレンマがあります。私も1つ意見を申し上げたいのですが、新産業のところで、「現況と課題」の中に、研究機関が大事だということを書いていたので、もう少し施策に研究機関を引っ張ってくるとか、もう少し強いインパクトで書かれたほうがいいのではないかと。こののと、「企業誘致の推進」のところで、126ページに「適地調査と開発の検討」というのがありますが、こういう書き方しかできないのかとも思うのですが、企業誘致は企業にメリットがないと来ないので、例えば企業メリットを前面に出した誘致ぐらいの文言を書いておいた方が、その後で色々なことをやる上で、私は逆に便利になるのではないかと思います。

【部会長】

ありがとうございます。研究機関の誘致、それとメリット等の表現の問題でございますが、この場でご回答は可能でしょうか。

【市担当部局】

検討したいと思います。

【部会長】

他にいかがでしょうか。具体的に出していただければと思います。中小企業が元気になる支援施策で市ができる範囲というようなことですが、ちょっと時間が押しておりますので、少し進みたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、129ページをお開きください。「農業の振興」です。農業・水産業等の担い手については、見直し前までは「担い手育成の促進」という節としてありましたが、これを削除し、それぞれの分野で特徴的に施策として体系付けております。「現況と課題」においては上から2行目、「後継者や担い手の育成が急務の課題となっています」と付け加えております。それから、「施策の内容」についてですが、これまでの取組に加えまして、130ページ、第1の1の(1)の「ウ 環境に配慮するエコファーマーの育成支援」と新たに付け加えております。それから、委員の皆さんからも前回の部会で多くの意見がありましたが、第1の1の(2)の「エ 生産、加工、販売を一貫して行う6次産業化の推進」ということで、重点的に取り組んでいくという形で付け加えております。それから、第1の「3 地域資源を利用した産業の創出」ということで、今回、「地域バイオマスの利活用」ということで付け加えております。見直し前については環境分野に書いてあったのですが、バイオマスの産業化に重点を置くという観点から、今回こちらの農業の方に付け加えたものがあります。

次に132ページ、「森林・林業の振興」です。まず、「現況と課題」で、上から3行目、「木材輸入量の増大により林業経営が年々厳しくなっている」ということ、「林業の衰退や荒廃した森林が目立つようになりました」と記載しております。これに対する「施策の内容」としましては、132ページから133ページにかけてですが、第1の「2 木材等の利用の促進」、それから、133ページ「(1) 公共建築物の国産材及び地元木材の促進」、「間伐材利用の促進」ということで体系付けております。

それから134ページをお開きください。「水産業・水産加工業の振興」です。「将来の姿」をご覧ください。上から3行目、「平成27年秋に射水市で開催される「第35回全国豊かな海づくり大会」を契機として、水産資源の保護、環境保全に対する意識の高揚、つくり育てる漁業の推進を図ります」としてあります。これらを踏まえ、「施策の内容」については135ページ、「第2 漁業支援策の充実」において、「つくり育てる漁業の充実」、「漁場環境

の保全」に努めるとしております。それから農業のほうにもありましたが、1の「(3)射水産魚介類のブランド化、6次産業化への支援」ということで、新たに取り組むとしております。それから、136ページをご覧ください。第3の「漁業生産基盤の整備」ということで1の「(3)観光客誘致のための施設整備及び施設内での展示物充実等ソフト面の整備」ということで、現在整備しております漁業荷さばき所の整備を踏まえ、新たに追加しているところであります。以上であります。

【部会長】

ありがとうございました。農業、森林・林業、水産業の3つについてでございます。

農業、漁業ともに組合の方がいらっしゃいますので、まず第1節、129ページが農業でございましたので、ご専門家の立場から委員、いかがでしょうか。

【委員】

2018年を目途に米の生産調整が廃止される方針であると聞いている。農政はTPPでどうなっていくか。今、6次化ということで、もみ殻循環のプロジェクトと枝豆を利用した研究開発をしていますが、とにかくTPP関係のことを少し入れてほしいという思いを持っております。また、後継者と農業経営者への支援がありますが、富山県は農業大学を持っておりませんが、県と手を組んで取り組んでおりますので、今の状況でもいいのかとは思いますが、大きく転換するような気がしてなりません。その辺が不安です。

【部会長】

ありがとうございます。大きなご指摘が1つありました。先ほどのブランドの部分ですが、昨日あたりから、転作補助金や農業の政策が変わるかもしれないと、TPPについて盛んに報道されています。どこまで反映できるかということにはわかりませんが、大きなトレンドということでTPPも含めて書ける範囲でということになるかもしれませんが、そういう変化があるといったことは示してほしいということだと思います。また、6次産業等は進んでいて、前回もお話しいただきましたが、ここもしっかりと確認しておいてください。人づくりについて、県も取り組んでいるとのご示唆もありましたが、TPPについて、組合の方、あるいは農業の専門家の方、市役所にもたくさんいらっしゃるので、ぜひご検討ください。

【市担当部局】

TPPの関係であります。農家の生産者は、外国から入ってくる農産物の価格が低下して、それに伴い、せっかく国内で作った生産物がそれに太刀打ちできないということで

大変不安に思っているかと思えます。このためには、130ページの「第1 活力ある農業の推進」の1の「自立できる農業の推進」の中に「イ 付加価値の高い農産物の産地育成及びブランド力向上促進」ということをあげさせていただきました。これにつきましては、先ほど委員がご指摘のとおり、1億円産地づくり条件整備事業ということで、枝豆の産地化を進めているわけであります。現在、射水市は40トン生産していますが、県内の生産は43.8%ということで、高い生産率を誇っています。県全体では176トンの生産消費量があるわけで、それもどんどん進んでいけばいいのかと考えております。次に、1番の「自立できる農業の推進」の(2)の「エ 生産、加工、販売を一貫して行う6次産業化の推進」ということで、現在射水市のほうでは、味噌、ヘチマ、いなりずしについて、大島で行われているわけでありますが、これは今始めたばかりでこれからだと思えます。

TPPを一くりにすればということでありますが、これはまた、持ち帰って検討させていただきたいと思えます。私からは以上であります。

【部会長】

大きな社会トレンドでありますし、市でも対応の方法があるかと思えますので、ぜひご一考ください。ご指摘は、現況が変化していくということで、市の方々が対応していただいていることは多分わかりだと思えますし、今ご説明のあったとおりかと思えます。よろしいですか。

漁業の方はどうでしょうか。

【委員】

農業の6次産業化ということが前から言われていますが、農業は6次産業化ができます。モチ米がとれば寒餅をついて、そしてそれを販売するなどがあると思えます。それからお餅を作って、あんこを中に入れて販売するなど、そういうことができます。しかし、漁業については、加工屋と漁業とは全然違います。ですから、漁業者に対して、国でも、漁業者は6次産業化した方が一貫性があっていいなど、色々なことを指導されているのですが、漁業者に6次産業化は絶対にできません。死ぬということと同じです。魚を海から獲ってきて、それで終わりではありません。獲ってきて、それを販売します。販売した後は、しっかりと次の準備をしなければならないのです。そういう仕事が1日当たり8時間、9時間ありますので、その間にそれを加工し、整理して、販売するというのを漁業者ができるわけがありません。本当の漁業を知らない人が6次産業化と言うのであって、漁業者に対して6次産業化は絶対できないと私は思います。ですから、漁業者に対して、どこか

の時点で、6次産業化と言うことはやめてもらいたいと思うくらいです。それこそ寝ないで働いていても、6次産業化はできないと思います。

【部会長】

動向として、水産物の6次産業化ということは可能かもしれませんが、漁業者は難しいということですね。これは現場の声だと思います。私などが6次産業化と見ていても、例えば干物屋さんですとか、そういった方々が逆に漁協の方々と手を組んで、というのはあるのかもしれません。私も今言われて、目からうろこだったのですが、逆に漁業者の方がそういった加工の方と手を組んでというのはあり得るのでしょうか。

【委員】

漁業者は海から魚を獲ってきますが、仲買さんがいるから獲ってこられるのです。その仲買さんは、漁業者から魚を買うということは、加工屋さんがまた買ってくれるから仲買さんが魚を買えるという状況にあるのです。ですから、やはり獲ってくる人、買う人、それを加工する人、色々と手分けをしてやるからできるのであって、海から魚をとってきた人が販売もする、加工もする、加工したものをまた売るということは、とても人間業ではできません。そういうことは、机の上だけで勉強している人が言うのであって、東京の会議でも、大学の先生等は漁業者に対して、魚が安い安いとばかり文句を言わないで自分達で獲ってきた魚をどこか高いところへ売るといったことを考えなさい、と言われました。できるくらいならやります。獲ってきて終わりではないのですから。獲ってきて、それを買ってくれる人がいるから安心して海から獲ってこられるのです。その後の仕事がたくさんあるのですよ。海へ行かなければ、丘で網の仕事をしなければならぬし、きれいに網を繕って干したら、また海へ入れかえに行き、海の中に入ると、藻など色々な草がくっついて、壁に張ったように真っ黒になってしまうんです。そうすると、泳いでくる魚が何かにつかると、そこへ入って来ません。だから絶えず網を掃除して、干して、繕って、そして海の中に入れる時はきれいにしておかないと魚が獲れないのです。そういう仕事が毎日あるのに、たまに雨が降ったり、雪が降ったり、雪の間はそういう仕事はできませんから、1年に12カ月そういう仕事ができればいいですが、雪がたくさんある時はできません。雨がたくさん降ると外仕事はできません。自然の中で色々な条件があります。ですから、そういうことをしっかりと勉強していただいて、漁業者は絶対6次産業化はできないのだと把握していただきたいと思います。買ってくれる人があって、加工してくれる人があって、売ってくれる人がいるから成り立っているのだということをしっかりと把握

していただきたいと思います。

【市担当部局】

大変申し訳ありません。1次産業は総じて、2次産業、3次産業に比べて平均所得が全国的なレベルで低いという課題があります。何とか付加価値を高めていくということで6次産業を掲げたわけでありまして。1次産業、加工、そして販売も含めた6次産業ということで、今のご指摘の点については、また持ち帰って検討したいと思います。よろしく願いします。

【部会長】

では、その様な形でお願いします。他にいかがでしょうか。

【委員】

整理しておかなければいけないのは、言葉の問題として、漁業と水産業というのは、私は、水産業の6次産業化というのは進めなければならないと思います。例えば養殖があったりと色々あると思います。ですから、漁協さんがやっておられるように、漁場から魚をとってくるという本来の漁業というのがあって、実はそれ以外のところに養殖漁業があったりと色々あるわけです。それを総称して水産業というカテゴリーに入れていると思うので、そういう意味から、水産業での6次産業化というようなことを加えればいいのかと思います。

【市担当部局】

今ほどの件ですが、135ページの第2の漁業支援策の充実ということで、1番は、つくり育てる漁業の充実ということになっております。ですから、今、委員がおっしゃったとおり、基本的にここは、つくり育てる漁業ですので、養殖を中心とした漁業だと思っていただければよいと思います。

それで、先ほどの委員がおっしゃった漁業は、第1の下「漁業経営の安定化」ということで、漁業はこちらの方ですので、ここには6次産業というものは明記しておりません。ですから、あくまでも、つくり育てる漁業、いわゆる養殖漁業については、養殖したものを加工して、さらにそれを販売する、そういう6次産業化は可能ではないかというふうに理解していただければいいかと思います。

【委員】

そうですね。わかりました。

【部会長】

ただ、もう一度見てほしいのは、第2では「漁業支援者」になっています。漁業支援者は、今、養殖であるというお話をされましたが、1の(3)に射水産魚介類のブランド化と書いてあった時に、今のお話ですと、養殖のもの以外はブランド化しないようにもとられてしまいますので、その辺りを整理してください。

【市担当部局】

はい。

【部会長】

意図はよくわかりました。委員が言われた水産業と漁業関係者、漁業関係者は漁業関係者の中でそれぞれの現場があるということです。そういう中で色々な思いもあると思いますので、今の辺りはしっかりと分けて考えていただければと思います。表現ベースの話、あるいは根幹の話と色々出てきていると思います。こんなところでよろしいでしょうか。

(質疑なし)

【部会長】

では、次に進みたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

続きまして、137ページ、「雇用対策の充実」です。この施策については、これまでの取組に加えまして、138ページをご覧ください。「施策の内容」ですが、これまで高齢者や障害者等の雇用の他に、特に女性の雇用創出について追加という形をしております、第1の3の「(1)女性の特性や能力を生かす雇用の創出」としてありまして、「ア 雇用や就労における男女平等の促進」、「イ 仕事と生活が両立できるなど多様な働き方に対する支援」、「ウ 様々な分野での女性登用の促進」と、女性を前面に出すような形に今回なっております。

それから、139ページ、「職場環境の向上」です。これについては、見直し前の節の名称については、「勤労者福祉の充実」ということでありましたが、より今の社会情勢等を踏まえて、職場環境という文言を使っております。「施策の内容」についてであります、一番下のほうの「第1 働きやすい職場環境づくり」ということで、新たにワーク・ライフ・バランスについて前面に出すような形で、仕事と生活の調和を1つのキーワードとしております。具体的には、書いてありますとおり、「適正な労働管理、有給休暇の取得の啓発」、それから、「育児・介護休業制度の普及啓発」に取り組むとしております。それから、140ページをご覧ください。一番上の「(3)次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行

動計画の策定促進」としております。以上であります。

【部会長】

雇用体制と職場環境の2つということです。いかがでしょうか。

【委員】

138ページの「施策の内容」の第1の「3 女性、高齢者、障がい者等の雇用の促進」の(1)の「女性」についてですが、これは「女性」と一くくりにして表現してあるのですが、女性は立場によって随分変わってきます。未婚の女性、既婚者、子どもを育てている世代、子どもを持っていても、ある程度子どもの年齢が高くなった場合、時間の使い方が全部違ってきます。それで、ここの表現はどうしてもこういう様になるのかもしれませんが、具体的なことを考えられる時に、例えば、一旦子育てで家に入った後の女性の活用など、そういう細かい視点で考えていただくとありがたいかと思えます。

【部会長】

いかがでしょうか。

【市担当部局】

委員がおっしゃっていただきましたように、様々な年齢によって色々と違うということは、当然私どもも理解をしております。その時の細かい施策については、実際の事業の中で進める際に、ぜひ反映といいますか検討していきたいと思っております。記載の仕方、なかなかそういう細かいところまで記載できないというのもご理解いただければと思っております。以上です。

【部会長】

よろしいですか。

【委員】

はい。

【部会長】

何か配慮できるようでしたら検討をお願いします。

【委員】

ここで言っているいいことか悪いことかわかりませんが、ちょっと教えていただきたいのですが、140ページの「勤労者の福利厚生の実現」とありますが、事業所と連携し、福利厚生事業の実現を図りとありますが、漁業者は、今まで社会保険、厚生年金、介護保険、雇用保険、入っておりませんでした。さきほど言われたように、所得が低いから、そういうも

のは掛けられないということですからずっと来ておりました。それが最近になって、何人以上雇っている人は入らないと違反だと言われました。それで、結局、無理してでも入ったわけです。そうすると、今度は働いてくれる従業員が、これだけの給料の中で社会保険、厚生年金、介護保険、雇用保険と払うと、もらうお金が少なくなって生活できないから、他の職種に変わると言い、せっかく入って1年、2年やっと経ったのに、結局入っていない人で、給料が今よりも5万、6万高く払っているところへみんな移っていきます。そうすると、「そういうものに入っていないで将来どうするのですか」と聞いたら、「将来は将来。先へ行ってどうなるかわかりもしない世の中で、何でせっかく働いた給料の中からそんなに3万も4万も引かれて苦しい思いをしなければならないんだ」と言われました。それを労務士の人とも話をしたのですが、そういう決まりだから、どのように言われてでも、嫌な人は外して、掛けたい人だけ掛けなさいというわけにはいかないと言われました。それで私は掛けているのですが、結局掛けていないところへみんな流れてしまいます。そういうことはどうしたらいいのでしょうか。

【部会長】

この場で答えられないようでしたら、後ほどでも構いません。事務局に振ってみますが、切実な声だと思います。これは中小企業や零細企業でよくあることだと思いますが、後ほどでもよろしいですが、この場で答えられないかもしれませんが、どうでしょうか。

【委員】

漁業者の中で掛けていない事業所は幾つかあります。さきほど言われましたが、所得が低いから労働基準監督署が目をつぶっているのか、それはわかりません。

【部会長】

普及啓発とか何か書けるところがありましたら記載していただくか、あるいはまた後ほど、委員とお話をいただければと思います。

【委員】

結局、私のところで2年か3年働いてもらっていて、その間、その人のために掛けてきたお金が無駄になるのです。ですから、本当にそれがもったいないと思います。続けて掛けていくのに、続けてくれればいいのにと思うのですが、結局素人ばかりを次から次へ使っていくような状況になります。

【委員】

お聞きしたいのですが、「障がい者の適性や能力に応じた雇用の創出」とありますが、

私は知的障害の方の生活支援をしているのですが、一般の人と同じお仕事をしていると思うのですが、社長さんに言わせると、手が遅いから人並みの仕事はできない、とおっしゃりました。それですごく給料が安いのです。ですから、給料のベースも社長の腹一つで、この月は1時間幾ら、この月は幾らと金額が違います。それで、社長さんに問い正したところ、その時々でこの子の能力が違うから差がついているのだとおっしゃるのですが、これはどういうふうに対処してやればいいのかと、少しかわいそうになって、今お聞きしたいと思います。

【部会長】

これもこの場ではお答えできないかもしれませんが、いかがでしょうか。

【市担当部局】

138ページに、「障がい者の適性や能力に応じた雇用の創出」ということで、施策の中には記載をさせていただいております。その中では、当然企業の理解というか、事業者側のご理解も必要であろうというふうにも考えております。私どもとすれば、当然法律に基づいた最低賃金というものがございます。これは今1時間当たり735円でしたか、障がい者の方には、能力に応じてということで、もちろん福祉的なサポートも、人によって時にはあったりしますので、その辺、全く同じような仕事をしていけば、全く同じような、当然今の最低賃金というのは適用になるかと思いますが、その能力に応じたというか、できる範囲の仕事に応じた賃金を企業さんが払っておられるのかと思われまます。それ以上ですと、例えば福祉の作業所ですとか、働ける度合いによっても違うと思いますので、そういう意味では、一般企業に同じような仕事をしておられれば、同じような賃金を出してください、というようなお願いはできるかと思っております。

【委員】

結局、賃金は社長の判断でということで、障がい者の方に対しては、労働基準監督署で最低賃金は幾らというものはないわけですね。例えば1時間735円と今おっしゃいましたが、障がい者の方の最低賃金は幾らとは決まっていらないわけでしょうか。

【市担当部局】

最低賃金が適用される事業所、いわゆるそういう職種かどうかは私は申し訳ありませんがわかりませんが、基本的には、同じような仕事、同じようなものであれば、当然その最低賃金は適用されます。ただ、同じようでないとか、その様なことがあれば、適用外にはなるかと思えます。

【委員】

雇用については、10人以上の企業については、就業規則は労働監督署に提出する義務があります。それと、それ以下の企業については、正規社員、非正規社員の就業規則を作らなければいけません。ないところについては、正規の就業規則が適用されます。

それと、身障者の採用については、かなりの助成金が企業に支払われる制度があります。要するに、身障者を採用することによって、水回りの増改築をしなければならない、その費用はほとんど出ます。そういう制度もあります。それと私が今言いたいのは、定年延長、育児休業制度、介護休業制度、ボランティアの休暇制度の普及、この辺は中小企業ではなかなか率先してやっているところは少ない。まず、ある市町村の首長自ら介護休暇で休んだというふうなことがニュースになっております。その辺、射水市では管理職の方は率先してやっていらっしゃるのかどうか。

それと、色々な国とか県の補助制度については、広報紙で隅から隅まで見ればわかるのですが、そこまで見ている人は少ないと思うし、また、企業にとって、そういう人はほとんど見ていない。企業の事務所にも配られていると思うのですが、総務、管理部門にきちっと届いているかどうか、その辺の問題も意識していかないといけないのではないかなというふうに思っています。

それと、これは射水ブランドとも関係するのですが、今、インターンシップというものにあまり関心がなくなってきたのではないかと思っています。

富山県では、インターンシップ推進協議会、これは経営者協会の中にあります。富山県は国公立の大学、私立の大学もあるし、大学関係のどのタイミングでどこへ派遣したらいいのか、ちょっと戸惑うところもあるのだと思いますが、インターネットを見れば、受け入れ企業の条件もちゃんと載っております。特に射水市では、図書館、絵本館も受け入れ企業になっていると思いますが、絵本館はかなり人気があって、恐らく選抜しないとだめなほど人が来ると思うのですが、そういう人たちは、1年生から3年生が主体で、卒業して富山に残りたいと、あるいは受け入れ企業、人から聞いた企業に就職したいというふうな希望を持っている方もいらっしゃると思いますので、その辺から雇用の推進につながるのではないかと考えているのですが、その点、刊行誌だけではなくて、協議会とかそういうところと連携してPRしていただければいいのではないかとと思います。

【部会長】

今のお話しは、雇用環境の変化への対応に入れてほしいというご要望でしょうか。

【委員】

そうです。

【部会長】

インターンシップ等の普及啓発ですね。いかがでしょうか。

【市担当部局】

雇用の関係で、実はインターンシップ等のことは記載はしておりませんが、128ページの商工業の振興、実はこのあたりに、「施策の内容」の第3 地域社会との連携の構築の1の(2)あたり、中高生については、例えば中学生の職場体験だとか、実際にその様な事業を実はやっております。また、大学生については、現在は、例えば市の業務にもインターンシップというか職場体験、1週間程度ですが、実際に来ておられたり、保育現場でも実際に来ておられたり、例えば消防のほうにも来ておられたりしており、そのあたりで、受け手側の視点からは、記載しています。今言われました雇用の視点から、私どもも検討させていただきますが、その様なことを施策として入れられれば、ぜひ検討させていただきたいと思います。

【部会長】

この話をしていると、ここで終わってしまいそうな気がしますが、インターンシップ等でもぜひ検討してください。そろそろ時間があと30分になってきましたので、次に行きたいと思います。

【事務局】

それでは、続きまして141ページです。「特性を生かした土地利用の推進」ということで、都市計画関係の施策が記載してあります。主な変更点等につきましては、「将来の姿」に、新たに上から1行目、「良好な居住環境と優れた街並み景観を兼ね備えた次世代に継承できる持続可能な既成市街地が形成され、加えて都市機能の集積により新たな交流やにぎわいを育む魅力あるまちとなっています」としてあります。これらを踏まえまして、142ページ、施策に入っていきますが、今回新たに「第1 秩序ある土地利用の推進」の中の1の「(4) 地域の特性を生かした大型商業施設の立地など交流・にぎわい拠点の創出」、それから、「(8) 住民協定などによる良好な街並み、自然景観などの保全と形成」といったようなことが新たに追加となっております。

次に、143ページ、「港湾機能の整備促進とみなとまちづくり」です。これについては、「現況と課題」をご覧ください。上から3行目、「日本海側の各港湾をけん引する「総合的拠

点港」に選定されました」ということ、それから、下から2行目、「新湊大橋の開通を契機とした東西埋立地での新たなにぎわいづくりや、港や海岸への愛着心の醸成を図っていく必要がある」というところが追加となっております。144ページをおめくりください。これらを踏まえまして、「目指す方向」にも書いてあるのですが、三大都市圏とは等距離でかつ短時間で結べるという地理的な優位性を生かし、物流・貿易拠点として日本海側の港をけん引し、それから、災害における太平洋側港湾の代替港としての役割、ポートセールスの強化、宿泊・観光集客施設立地促進助成金制度のPRと、観光集客施設等の立地を促進、それから、東西埋立地の一体的な開発を目指しますというふうにしております。「施策の内容」に入りまして、今回新たに設けたところは、「第1 港湾機能の充実」の中の「2 港湾の利用促進」の「(4) 港湾の利用を促進するインセンティブ制度の検討」、それから、「3 港湾のにぎわいの創出」という項目を新たに設けております。この中では、各種施策として、「旅客船の誘致活動の推進及び環日本海クルーズの振興」、それから、145ページの上の方へいきまして、「クルーズ歓迎市民団体の結成」、それから、「恋人の聖地」に関する事業への協力・支援」、それから、「新湊大橋のライトアップを中心とした夜景スポットの演出」というようなところが新たに付け加わっております。

続きまして147ページ、「地域をつなぐ道路網の整備」です。

新たにつけ加わったところとしては、「現況と課題」の下から3行目、「北陸新幹線の新高岡・富山駅へのアクセス強化に向けた道路網整備が必要となっております」というところがあがっております。これらを踏まえまして、「施策の内容」等についてであります。148ページになります。全体的に、見直し前と比べまして、災害に強いといったところ、それから、安全・安心を重視した道路というところが前面に出ているという格好になっております。148ページ、第1の2の「(1) 災害においても通行できる道路交通の確保」というような形で、新たに、「ア 橋梁耐震補強の実施」をあげております。それから、3番ですが、「道路の安全性を確保するみちづくり」ということであげております。それから、149ページ、道路整備についてですが、「1 交通ネットワークを踏まえた道路網の確立」ということで、「(1) 地域連携道路の整備」、「(2) 補助幹線道路の整備」、「(3) 生活道路の整備」ということで、大きな道路から小さな道路まで3点について整備したいという形で施策をまとめております。以上であります。

【部会長】

土地利用、港湾、道路、3つの類型ですね。事務局のほうからは、特に港湾機能の充実、

にぎわい創出、みなとまちづくり等のキーワードが出ていますが、市ができる範囲でという施策の実現性はいかがでしょうかという問いかけもございます。

港湾の関係ですので、ご意見をいただければと思いますが。

【委員】

素案を見せていただきまして、「施策の内容」、144ページ等につきまして、私どもは全力をもって県、国に働きかけておりまして、できる限りの最大限の国の努力を喚起したいと思っております。特に追加等はございません。よろしくお願いいたします。

【部会長】

積極的に国に仕掛けていますということです。他にいかがでしょうか。

【委員】

143ページの「現況と課題」のところで上から3行目、そうした中、伏木富山湾は総合的拠点港に選定されましたとありますが、その後、「富山新港は」というような項目を入れておいた方が良いと思います。確かコンテナ部門の役割を富山新港は担うことになっています。だから、それを入れておかないと、何でコンテナバースを伸ばすのかということになる。確か伏木富山港3港の中で、コンテナは唯一だと思うのですが。伏木港も扱っていますか。そういうことでコンテナに力を入れるということを前面に押し出しておかないと、インパクトは弱いと思います。

【市担当部局】

確かに言われるとおり、伏木富山港の中で、伏木港、富山港、そして富山新港があります。その中でもコンテナを扱っている港は、富山新港のみとなります。今ほどの委員からのご指摘を入れていきたいと思えます。

【部会長】

ありがとうございました。港湾と土地利用、いかがでしょうか。

(質疑なし)

【部会長】

では、続いてもう1つ残っておりますので、事務局から続けてお願いします。

【事務局】

それでは、150ページ、「住宅環境の充実」です。これについては、全体的に新たに追加になったところは、150ページ、「施策の内容」の「第1 既成市街地への居住の促進と空き家対策」についてであります。これについては、施策としては1番、「空き家等の適正管

理及び有効活用に関する条例【仮称】の制定」ということを視野に入れております。それから、その下2番、「空き家対策に関する各種助成制度の創設」が新たに加わっております。それから、151ページの3番、「空き家の有効活用を推進するための情報発信」ということであります。

続きまして152ページ、「生活環境の充実」です。これについては、まず「施策の内容」であります。第1において、「生活環境のバリアフリー化の推進」、第2においては、「既成市街地活性化の推進」、第3「緑豊かな環境と公園整備の推進」というような形で記載をしております。主な変更はないということでもあります。

続きまして155ページ、「上水道の充実」です。「現況と課題」といたしまして、下から3行目、「東日本大震災の経験などを踏まえた水道主要施設の耐震化事業の強化・前倒しを図るとともに、環境対策にも配慮した施設整備・水質管理の一層の向上や事故災害に迅速に対応する体制づくり等に適切な対応が必要となっている」としてございまして、「施策の内容」といたしましては、156ページ、新たなものとしましては、「第2 安定給水の充実」の「3 配水管更新事業の促進」の「(2) 管網の多重化によるバックアップ機能の整備」を新たに上げております。それからその下、施策の「第3 上水道施設における耐震化整備の促進」、これについても前面に押し出すような形で前回より加わっております。「1 主要施設耐震化の推進」、それから157ページ、2番、「災害・危機管理対策の充実」ということで上げております。

続きまして158ページ、「下水道の整備」です。これについては、「現況と課題」におきまして下から2行目、「一方、近年多数する局所的な豪雨による浸水被害への対策として、雨水対策基本計画に基づき、引き続き被害解消に向け、効率的かつ効果的な整備を進めていく必要があります」と加えております。これを踏まえて「施策の内容」としましては、159ページ、「第3 雨水対策の推進」というところであります。「1 浸水状況に応じた効果的な対策を推進」ということにしております。それから、施策の「第5 事業運営基盤の強化」ということで上げております。下水道事業については、企業会計へ移行したということで、新たに安定的な運営の強化ということで上げているところであります。以上であります。

【部会長】

ありがとうございます。「第3章 快適で住みよいまちづくり」ということで、住環境、生活、上水道、下水道というようなことでございますが、いかがでしょうか。ここはなか

なか前回もご意見等を出しづらいたころでございましたが、よろしいでしょうか。

(質疑なし)

【部会長】

では、資料2全般を含めて、最後にもう一度見直すような形でご意見を賜りたいと思います。

【委員】

方法論というのでしょうか。実施計画もあるので、十分事務局は見通しをされていると思いますが、まず、時間軸というところをしっかりと捉えてほしいと思います。もちろん前期、中期、後期というものがありますが、もう一方では、短期計画、中期計画、長期計画というものがありますから、そういう観点に立って、時間軸をもう一回整理してみてください。

それから、政策、施策の展開というのは、1つの施策、政策の展開で効果をあらかず場合もあります。先ほどジャンルをしっかりと位置づけて、手がけていくべきではないかというようなご意見もそのとおりですが、私は、この政策と施策を相互連関して展開することの意義が非常にあるのではないかと思います。ですから、事務局でかなり練られてここまで来ておりますので、マトリックス的に施策の効果というものを捉えて見ていただくことも、市民に訴えていく力になるのではないかと、こんなふうに思います。

最後に、これは総合計画を今回見直しする意義ということにもなるのですが、私は、委員が31人おりますし、事務局の皆さんも頑張っているわけですから、この総合計画策定に当たって、私たちが試みたい重要なプロジェクトあるいはプランというものを掲げていくというようなことも場合によっては考えてみるべきではないかと思うのです。そうしてもらわないと困るということではないのですが、最初の会合で市長がおっしゃった中で印象に残っているのが、そういうことなのだと思います。今回、総合計画を策定するのはどういう意味なのかというようなことを考えた時に、やはり部会などを通じて提示された、そういうものを施策に読み込んでいくというようなことが市民に訴える力になるだろうし、先ほど知名度というようなことをご指摘になりましたが、そういう点でもかなり効果があるのではないかというふうに思っております、そういう点を少し今後の作業に組み込んでいただければうれしいと思います。以上です。

【部会長】

3つですね。時間軸、それと相互効果で、先ほどマトリックスとおっしゃっていました

が、色々なところであるので、クロスし、しっかりと効果が出るように見ていただきたいということです。それと3点目が、プロジェクトの重点化でしょうか。

【委員】

そうですね。ここから誕生したプランのようなものを、これは逆にパブリシティーであるとか、そういうところで表すという方法もあると思いますが。

【部会長】

しっかりとみんなで考えていくということでしょうか。

【委員】

時には、新たな章立てというようなことも考えられるのかという気がします。

【部会長】

これは、総合計画なのか、この次の形なのかと思いますが。この3点ですが、この段階で事務局の方々、お答えは可能でしょうか。

【事務局】

3点目は重点プロジェクトのようなことだろうと思いますが、これは、総合計画の審議会を立ち上げた際にも申し上げましたが、事務局としては、この基本計画の中で、いわゆる横断的にやらなければいけないような大きな事業については、重点プロジェクトという形で柱立てしていきましようとお話ししております。これについては、また色々委員の方からご意見をいただきながら、プロジェクトの柱立てをしていきたいと思っております。それは、第3回の部会よりも、むしろ全体会の中でそういったことをご審議していただければありがたいと思っております。それと、現在は基本計画をやっているわけでございますが、当然この後、実施計画というものも作っていかねばならないと思っております。お金は無尽蔵にあるわけではないので、当然、財源いわゆる歳入ベースに合わせた実施計画を作らなければいけないと思っておりますので、これについても、いずれまた委員の皆様から色々ご意見をいただいて、作っていかねばならないだろうと思っております。それと、先ほども言いましたように、複合的にやっていかねばならない事業というものはたくさんあると思っておりますので、これについても色々ご意見をいただければありがたいと思っております。

【部会長】

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。全般的にどの分野でも構いません。ご発言が漏れているとか、まだもう少し言いたいという方があれば、いかがでしょうか。時間

的にもう1つ2つは大丈夫です。

【委員】

158ページ、下水道の整備ということで色々と数値が載っているのですが、行政人口に対して整備済人口、水洗化率、普及率、この辺の数字は非常に高いようにあると見えるのは、これは当たり前だと思っているのですが、今後、管路の老朽化が増えてくることを考えれば、早く下水に直結する事業、この辺の数字がちょっと出ていないということで、どうなのかと思っています。例えば直結すると、水道代、下水道使用料でかなりの費用がかかるということを中心にみんな憂慮していると思うのですが、その辺を広報紙だけではなく、ここにも明確に直結率の推移というものを予想して上げていくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【市担当部局】

現在、老朽化関係に関しましては、第2の3番の「老朽化した下水道管路機能の回復」として記載しています。下水道施設の維持管理については、県内で最初に長寿命化計画というものを策定し、全国的にも非常に早い段階から取り組んでおります。新湊の桜町処理区、太閤山処理区は早い時期から整備されていた関係で、もう40年近くたった管があるということで、全国的にも早い段階から国の補助をもらって改築のほうを順次進めております。それで、そこら辺は非常に経費がかかるということは確かなのですが、今言いましたように、国の補助と有意義な財源を活用しながら順次進めております。ということで、第5番の事業運営基盤の強化ということで、そういうようなものに関しましては、資産の合理的な管理・運営を図って、強い経営基盤を築いていこうということで考えております。数字的には、例えばどのようなものを表現するということを望まれますでしょうか。

【委員】

例えば、浄化槽から本管へ直結されている方の普及が進んでいないと思います。その辺の数字が出ていないものですから。どれくらいなのでしょう、60%くらいですか。

【市担当部局】

この下水道の普及状況の表の中の普及率というのは、下水道がどれだけ整備されているかの割合で、水洗化率というのは、実際に下水道へつないでいる方です。それを除いた、この表の平成24年度では約10%ですが、その方々は単独浄化槽、いわゆるトイレだけの浄化槽にしているか、あるいはくみ取りでやっている方々になるわけです。新築住宅は全部公共下水道でないと認可が出ませんし、改築に当たっては、全部切りかえていってありま

す。また、今年に入ってから広報を使いまして、下水道への接続ということを強くアピールしており、今後も引き続いて、そこには力をかけていきたいと考えております。

【委員】

昭和60年代の分譲地はほとんど浄化槽です。その辺りの本管への直結率がかなり悪いのではないかと考えているのですが、それは、やはり水道代が急激に膨らむということで、みんな憂慮しているのではないかと考えています。その辺は、広報紙には書いてあるのですが。

【市担当部局】

地点的なものはわかりませんが、確かに下水道の整備が一番遅れてきた地区というのは、単独浄化槽が入ってしまった後追いで下水道が整備されたという地域になります。そこにお住いの方々は、今ある設備資産がもったいないということから、老朽化するまで我慢される方もおられまして、なかなか下水道への切りかえというのは遅れているのは事実です。

そこら辺も広報によって、ただつないでくださいではなくて、やはりトイレの水だけではなくて、台所などの雑排水、生活排水が一番環境へ影響を与えているということ、今回の広報の中でもそれを強調したところであり、今後も皆さんの環境への関心というところから揺さぶって、下水道への接続を促していきたいという考えであります。

【委員】

それはよくわかりますが、下水の本管が通って公共枡をつけたところは、何年以内に直結するという様な決まりがあるのではないですか。それが守られていないのではないのでしょうか。

【市担当部局】

くみ取りに関しましては3年以内という規則があるのですが、それに対しての罰則等は、やはり各自の経済状況等もあるものですから、なかなか強要まではかけられない状況です。先ほども申しましたように、近隣への環境への影響があるということを理解してもらって、呼びかけていきたいと考えております。現在、こちらでも、世帯人数の多いところを重点的に臨戸訪問を実施しており、下水道への理解及び接続への理解を働きかけているところでございます。

【委員】

わかりました。それと生活用水、トイレの水だけではなくて、庭などにまく水の量、こ

れも今年あたりはかなり暑かったので、あるいはまた、今年の冬は雪が降るといふふうな予想の中で、水の使用量がかなり増えると思っております。そういう人達に限って直結が遅れるというようなことも十分わかっていただきたいと思います。

【部会長】

ご一考の上、しっかりと対応してください。私の進行も少しまずく、そろそろお時間となりました。まだ皆様方からのご意見等もあるかと思いますが、皆様のお手元に、「第2回審議会部会におけるご意見、ご提言について」という1枚の用紙があるかと思えます。本日、ご意見等を言い切れなかった、あるいはこの後、こんなこともあるという方がいらっしやいましたら、事務局にご提出いただければと思います。こちらにはメールアドレス等も入っておりますので、この様式に限ることはないと思います。ぜひ、この後もいただければと思います。いつまでかというのは、この後、事務局のほうに振ることがございますので、その際に、事務局のほうも締め切り等があればいただければと思います。お時間もそろそろ来たようですので、これで資料2についてのこの場でのご議論は一度閉じさせていただきます。

次第の5に「その他」とあります。今の締め切りを含めて、その他について事務局からありますでしょうか。

5 その他

・ 次回の部会の日程について

【事務局】

委員の皆様には本当に多くのご意見等をいただき、本当にありがとうございました。今日いただいたご意見、内容等の修正を踏まえまして、第3回目の部会を開催し、その中で審議をいただきました上で、全体会のほうに元気部会の素案を提出していきたいと思っております。そこで、次回、第3回目の元気部会の日程でございますが、12月の初旬ということで、できましたら12月4日の水曜日、午後1時30分から開催させていただきたいと思っております。できましたら、この日程でよろしく願いいたします。以上でございます。

【部会長】

先ほどの意見といたしますが、配付されていたこちらの資料は、第2回部会のご意見、ご提言は締め切りというのはいつぐらいまでいいですか。

【事務局】

今週いっぱいをお願いいたします。

【部会長】

今週いっぱいということですが、数日は大丈夫だと思います。ぜひこちらもいただければと思います。

6 閉 会

【部会長】

以上で、全て審議は終わったかと思います。数多くのご意見、ありがとうございました。この後は事務局のほうに返してよろしいでしょうか。

【事務局】

それでは、本日の総合計画第2回元気部会、これをもって閉じたいと思います。

委員の皆様には長時間にわたりご熱心にご審議いただき、本当にありがとうございました。これで解散をいたします。ありがとうございました。